

(1)復興に関連する応急対策

施策コード	1-1-1	施策名	被災状況等の把握
項目	被害調査		



概要	建築物被害、都市基盤施設被害、人的被害等の状況を把握する。公有地及び民間所有地の利用可能空地を調査し、確保する。
----	--

(1)項目・手順等

内容	担当課(平時)								
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
①建築物被害の概要調査	税務課、都市整備課								
<p>発災後数日間に早急な調査を行い、被災地全体の被災状況を把握する。これは、被災者救助、応急的な住宅の必要戸数の推計、ライフライン復旧、市街地復興計画検討、以後の各種調査体制検討など、各種対応の参考資料となる。</p> <p>1) 被害の調査 発災直後から数日以内には建築物被害の概要調査を実施し、被害概況の把握に努める。 被害程度の判定は外観目視による簡便なもので良く、完全に倒壊しているもの、柱・軸組が相当ずれているものなどの概要を把握する。</p> <p>2) 被害の報告等 把握した被害の概要を随時、県に報告する。 調査結果を迅速に集計し、地区単位での被害率の図化、地区別及び全体での建築物被害数の集計を行う。</p>									

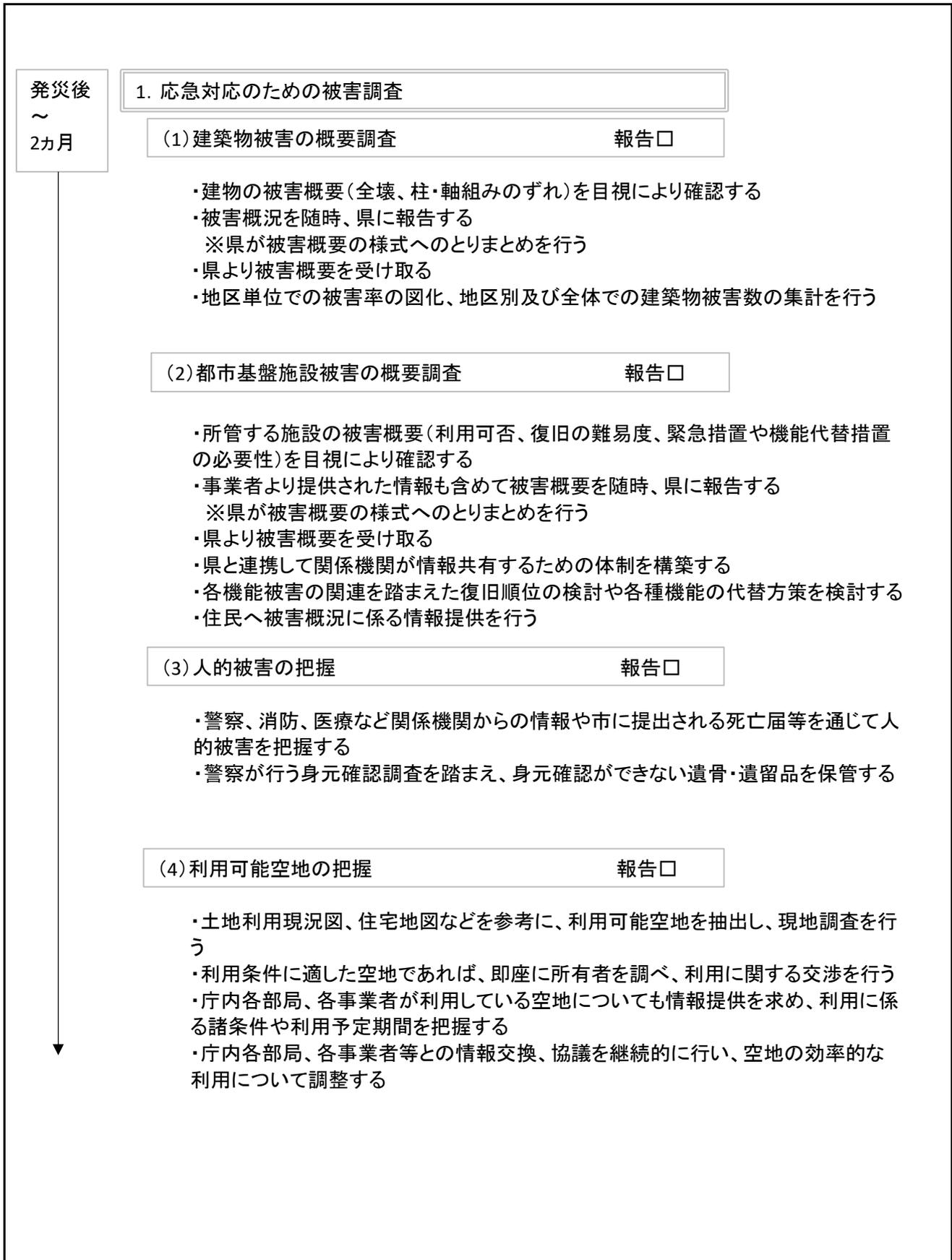
内容	担当課(平時)								
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
②都市基盤施設被害の概要調査	建設課、都市整備課、管理課、水道部工務課								
<p>道路・橋梁、鉄道、河川・海岸施設、港湾、上水道、通信、電力、都市ガス、廃棄物処理施設等について、被害の概要を迅速に調査し、応急復旧や二次災害防止のための措置、各種応急対応計画検討のための資料として活用する。</p> <p>1) 被害の調査 各施設管理者・事業者は、それぞれが所管する施設の被害概要の調査を実施する。 被害程度の判定は外観目視による簡便なもので良く、当該被害による利用の可否、復旧の難易度、緊急措置や機能代替措置の必要性を判断することに重点を置く。</p> <p>2) 被害の報告等 各施設管理者・事業者から報告があった被害の概要を取りまとめ、県に報告する。 これらの調査結果について、関係機関が情報共有するための体制を構築する。そうした体制を活用して、各機能被害の関連を踏まえた復旧順位の検討や各種機能の代替方策を検討する。また、被災者への適切な情報提供に努める。</p>									

1-1-1 被害調査

内容	担当課(平時)	2週間	2か月	4か月	6か月	1年	2年	3年	10年
③人的被害の把握	税務課、管財情報課、市民課、社会福祉課								
<p>人的被害の調査は、次の2つの目的で実施する。</p> <p>1) 災害弔慰金・災害障害見舞金支給、義援金配分の実施などの被災者・遺族の生活支援 2) 人的被害の発生要因の把握・分析と復旧・復興対策への反映</p> <p>○人的被害の把握 警察、消防、医療など関係機関からの情報や、役所への死亡届の提出、火葬・埋葬許可証の申請などを通じて、人的被害の正確な把握に努める。さらに、被災者遺族からの災害弔慰金の申請情報などと併せて、正確な情報管理に努める。 遺体については、警察による検視が行われる。遺族が警察による検視を経ずに医師の死亡診断書のみで死亡届を出して火葬するなどで混乱した例がある。</p> <p>○身元不明遺体・行方不明者への対処 身元不明遺体については、警察による身元確認調査が行われる。身元確認ができない場合、地方公共団体は遺骨・遺留品を保管する。 行方不明者については、警察が届け出を受けて調査する。なお、当該災害のやんだ後3月間その生死がわからない場合には死亡したものと推定され、災害弔慰金に関する規定が適用される(弔慰金法第4条)。</p>									

内容	担当課(平時)	2週間	2か月	4か月	6か月	1年	2年	3年	10年
④利用可能空地の把握	都市整備課、環境課								
<p>各種の応急対応、復旧作業の基地、応急仮設住宅の建設、ゴミ・がれき処分のための仮置き場などのために、利用可能な空地の確保は発災後の最重要課題の一つとなる。公有地はもとより、民間所有地についても利用可能な空地を調査し、確保する。</p> <p>1) 現地調査 土地利用現況図、住宅地図などを参考に、利用可能空地を抽出し、現地調査を行う。 利用条件に適した空地であれば、即座に所有者を調べ、利用に関する交渉を行う。 庁内各部局、各事業者が利用している空地についても情報提供を求め、利用に係る諸条件や利用予定期間を把握する。</p> <p>2) 情報の共有・活用 庁内各部局、各事業者等との情報交換、協議を継続的に行い、空地の効率的な利用について調整する。</p>									

【行動フロー】



1-1-1 被害調査

税務課

(2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

<p>○被害状況の調査について</p> <ul style="list-style-type: none">・被害調査では、被害の規模や被災場所等による調査方法について検討する。・家屋など、住家被害の状況を調査するための調査員(住家被害認定士)体制を整える。 ※県が実施する住家被害認定士研修を活用する。・協定先である関係機関との調査方法について、事前に検討する。・被災者から寄せられるさまざまな質問や要請を想定し、その返答方法や想定問答などを整理する。
--

(3)留意事項

<p>・被害調査において、立ち入りが難しい場合は、航空写真を活用したり外観目視による確認を行う。市民との対応では、被災者の立場に立った丁寧な対応を心掛けるとともに、被害状況の把握だけでなく、被災前後の生活状況や今後の意向を把握し、住宅対策や福祉対策等への連携を図るよう留意する。</p>

(4)主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県社会福祉課	住家の被害判定調査員の応援依頼
和歌山県建築士会	住家被害の認定判定調査支援
和歌山県建築士事務所協会	住家被害の認定判定調査支援
和歌山県不動産鑑定士協会	住家被害の認定判定調査支援

(5)関連する法令、計画、資料等

--

(6)地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-1-4 1.被害状況の収集、2.被害状況の集約・分析
--------	--------------------------------

都市整備課

(2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

○利用可能用地の把握

- ・県と連携し、主体的に応急仮設住宅の建設地などの利用可能用地を抽出し、必要となる地籍情報を把握する。
- ・民有地以外の利用可能用地（適地）については、管理者と利用の可否等の協議を行う。
- ・応急仮設住宅の適正配置や応急仮設住宅と災害公営住宅等の本設との関係整備の観点から、利用可能地の利用方法を検討する。
- ・所有者不明土地については、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に基づき、市は不在者の財産の管理人等の選任の請求等に適切に取り組むとともに、県は、裁定による特定所有者不明土地の利用が円滑に実施できるよう、体制整備を行う。

(3)留意事項

- ・立入が難しい地域の被害調査にあたっては、航空機（航空写真）及びドローンの利用も想定する。
- ・道路・鉄道・河川・海岸など連続する線の施設の被害調査については、ヘリコプターなどの利用も有効である。
- ・水害などで面的な浸水被害が予想される場合には、災害発生・拡大中から各種通報や消防・消防団情報を地図にプロットするなどして、被害発生地域を把握し、床上被害の発生地域及びその周辺数ブロックを対象に、建築物被害の概要調査を実施する。
- ・多くの市民にとって、調査員は、最初に出会う「行政関係者」であり、調査員には被災者からのさまざまな質問や要請が寄せられる。調査員に返答方法・想定問答を周知したり、各種問い合わせ窓口の一覧（医療、避難、物資、公益事業者、市等への相談などに関する情報リスト）を携帯させることが必要である。

(4)主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県下水道課	雨水公共下水道の応急対策の実施
和歌山県建築住宅課	利用可能用地の把握

(5)関連する法令、計画、資料等

- ・所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法
- ・津波被害からの復興まちづくりガイダンス(国土交通省)
- ・復興まちづくり事前準備ガイドライン(国土交通省)

(6)地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-1-4 1.被害状況の収集
--------	-------------------

1-1-1 被害調査

建設課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- ・所管する施設の台帳整備や長寿命化計画を更新するとともに、占用・使用状況を確認する。
- ・平時から監視・パトロールを行い、所管する施設の現況を確認する。
- ・被害の調査結果について、関係機関が情報共有できる体制を構築する。
- ・事前に他の地方公共団体との相互応援体制を構築する。
- ・共同調査など他部局との協力体制を構築する。

(3) 留意事項

- ・立入が難しい地域の被害調査は、航空機（航空写真）及びドローンの利用も想定する。
- ・津波などで浸水被害が予想される場合には、各種情報や消防・消防団情報を地図にプロットするなどして、被害発生地域を把握し、浸水地域及びその周辺を対象に、建築物被害の概要調査を実施する。
- ・調査担当者には、被災者からのさまざまな質問や要請が寄せられることから、返答方法・想定問答を周知したり、各種問い合わせ窓口の一覧（医療、避難、物資、公益事業者、市や県への相談などに関する情報リスト）を携帯させることが必要である。

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県海南工事事務所	情報共有

(5) 関連する法令、計画、資料等

- ・津波被害からの復興まちづくりガイダンス(国土交通省)
- ・復興まちづくり事前準備ガイドライン(国土交通省)
- ・水害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン(国土交通省)

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-2-6 1.障害物の除去作業の検討・準備、2.障害物の除去作業の実施
--------	--

管理課

(2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

・施設管理者として、事前に所管する施設台帳の整備や長寿命化計画を更新するとともに、占用・使用状況を随時確認する。また、調査の優先順位を決める際などに利用するため、被害の予想される建物や施設についてリストを作成する。

・施設管理者として、迅速な被災調査に向け、平時から監視・パトロールを行い、施設の現況を把握する。

・被害の調査結果について、関係機関が情報共有できる体制を構築する。

⇒関係機関と円滑に情報共有できるように事前に道路の通行可不可、建物の倒壊状況、水道管の損壊等、調査内容、調査方法のマニュアル化が必要。

・事前に災害時支援連絡会議など他の地方公共団体との相互応援体制を構築する。

⇒他の地方公共団体と事前協議を行い応援物資内容、応援体制（配置）作りが必要。

・水道部局との共同調査など他部局との協力体制を構築する。

⇒災害直後から円滑に調査が行われるように庁内で調査範囲、調査内容、調査票の様式等を協議し協力体制を構築する。

・被害状況の把握や応急復旧に向けた連絡体制の構築、又は二次災害防止のため、関係機関や施設利用者が参加する図上訓練を定期的に行い、実行性の向上を図る。

(3)留意事項

・津波災害などで立入が難しい地域の被害調査にあたっては、航空機（航空写真）及びドローンの利用も想定する。

・水害などで面的な浸水被害が予想される場合には、災害発生・拡大中から各種通報や消防・消防団情報を地図にプロットするなどして、被害発生地域を把握し、床上被害の発生地域及びその周辺数ブロックを対象に、建築物被害の概要調査を実施する。

・多くの市民にとって、調査員は、最初に出会う「行政関係者」であり、調査員には被災者からのさまざまな質問や要請が寄せられる。調査員に返答方法・想定問答を周知したり、各種問い合わせ窓口の一覧（医療、避難、物資、公益事業者、市等への相談などに関する情報リスト）を携帯させることが必要である。

(4)主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県都市政策課、建築住宅課	災害被害報告

(5)関連する法令、計画、資料等

・津波被害からの復興まちづくりガイダンス(国土交通省)

・復興まちづくり事前準備ガイドライン(国土交通省)

(6)地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-1-4 1.被害状況の収集
--------	-------------------

1-1-1 被害調査

水道部工務課

(2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

○通信機材の確保・整備・充実 ・通信機材の点検・修理。
○水道施設台帳の整備 ・台帳の更新・修正。 ・バックアップの確保。
○水道施設の現況把握 ・施設の巡視・点検。
○ライフライン（地下埋設物）の情報共有 ・大阪ガス株式会社、関西電力送配電株式会社、西日本電信電話株式会社との連携強化。

(3)留意事項

・水道施設の復旧・復興に関しては、市の重要な役割となるため、他の市町村・事業体と連携及び調整し事業を進める必要がある。

(4)主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
大阪ガス株式会社	地下埋設物の情報共有
関西電力送配電株式会社	地下埋設物の情報共有
西日本電信電話株式会社	地下埋設物の情報共有

(5)関連する法令、計画、資料等

・水道法 ・地震対応マニュアル策定指針 ・地震等緊急時対応の手引き

(6)地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-1-5 1.通信手段の確保、2.通信手段の管理・運用
--------	--------------------------------

管財情報課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

○被害情報の収集、集約の効率化
 ・関係部署等が現場で収集する被害情報を迅速かつ効率的に集約するため、現状のマニュアルにとらわれないICTを活用したシステムの構築等を検討する。
 ⇒被災現場や避難所等で活動する職員からの情報をデータ化し、対策本部及び関係部署が即時に共有できる環境整備(サービスの導入等)を検討。
 ・その他の各関係機関や住民等から寄せられる情報についても、一体的に処理できることが望ましいことから、技術的な点を考慮しながら併せて検討する。
 ⇒組織外(関係団体や住民等)からの情報を安全にデータ化し、共有できる環境整備(サービスの導入等)を検討。

○訓練の実施

・上記の検討結果について、職員のシステム操作等に対する習熟度の向上、また、システムの検証・完成度の向上のため、定期的に訓練を行う。
 ⇒災害対応に従事する全職員が円滑に活用できるよう、防災訓練の内容を調整。

(3) 留意事項

○システムの構築に伴う課題と方針の整理

・構築費用やセキュリティなどの技術的負荷は、情報量や機能に比例するため、まずは必要最小限のデータ、機能から運用を開始し、訓練や実践での教訓・反省を踏まえながら、段階的な改良を図っていく必要がある。

○使用端末の検討

・上記に関連する事項として、タブレット等の配布あるいは各個人の携帯電話の活用など、効果的な手法を検討する必要がある。

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割

(5) 関連する法令、計画、資料等

--

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-1-4 1.被害状況の収集、2.被害状況の集約・分析
--------	--------------------------------

1-1-1 被害調査

市民課

(2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

・他課や他団体の応援職員が円滑に対応できるよう、死亡届の受付や火葬・埋葬許可証発行に係るマニュアルを整備する。

(3)留意事項

・関係機関への情報提供では、県が策定を予定している「災害時の死者・行方不明者の氏名等公表に係るガイドライン」を踏まえる必要があり、確認が必要。

(4)主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割

(5)関連する法令、計画、資料等

・戸籍法
・住民基本台帳法
・墓地、埋葬等に関する法律
・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

(6)地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

社会福祉課

(2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- ・災害関連死の認定基準について、県と連携し検討する。
- ・災害関連死に関する情報公開については、県と連携し、公開ルールを検討する。

(3)留意事項

○身元不明遺体・行方不明者への対処

・身元不明遺体については、警察による身元確認調査が行われる。身元確認ができない場合、地方公共団体は遺骨・遺留品を保管する。行方不明者については、警察が届け出を受けて調査する。なお、当該災害のやんだ後3か月間その生死がわからない場合には死亡したものと推定され、災害弔慰金に関する規定が適用される(弔慰金法第4条)

○災害関連死への対応

・災害関連死とは、災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき、災害が原因で死亡したと認められたものをいう。同法第3条において、市は、条例の定めるところにより、災害により死亡した住民の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うことができる旨が規定されている。

・災害関連死に関わる情報は、将来の災害関連死防止のための重要な知見となるが、その網羅的・分析的な情報公開に当たっては、個人情報に関わるものでもあり、市町村単位での公開・非公開の判断となるため、全国単位での公開ルールを検討する必要がある。

(4)主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割

(5)関連する法令、計画、資料等

- ・災害弔慰金の支給等に関する法律
- ・海南市災害弔慰金の支給等に関する条例
- ・和歌山県災害見舞金の支給等に関する条例

(6)地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

1-1-1 被害調査

環境課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

<p>○社会基盤施設被害の概要調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設管理者は、事前にそれぞれが所管する施設台帳の整備や長寿命化計画を更新するとともに、占用・使用状況を随時確認する。 ・施設管理者・事業者は、迅速な被災調査に向け、平時から監視・パトロールを行い、施設の現況を把握する。 ・被害の調査結果について、関係機関が情報共有できる体制を構築する。 ・事前に災害時支援連絡会議など他の地方公共団体との相互応援体制を構築する。 ・あらかじめ民間企業との災害協定を締結する。 ・災害発生後に、市及び廃棄物処理事業者が有する処理施設の被災状況を把握できるよう連絡体制を構築する。 <p>○利用可能用地の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民有地以外の利用可能用地（適地）については、管理者と利用の可否等の協議を行う。 ・ゴミ・がれき処分のための仮置き場に利用可能な用地について、利用計画（大型ダンプの走行等に十分な道路幅員の確保及び搬入進路等を含む）を作成する。 ・想定被害を踏まえ、事前に長期間使用が可能な検視・遺体安置所の確保を図る。

(3) 留意事項

<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の処理は、市の重要な役割となるため、他の市町村・事業者と連携及び調整し事業を進める必要がある。 ・遺体安置所は、施設管理者及び警察等関係する団体と協議・調整が必要である。
--

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
海南警察署	遺体検視
葬儀業者等	納棺用品等必要器材調達及び遺体の搬送協力
和歌山県産業資源循環協会	廃棄物収集、処理依頼
和歌山県	産業廃棄物の処理
和歌山県霊柩自動車協会	遺体の運搬協力

(5) 関連する法令、計画、資料等

<ul style="list-style-type: none"> ・海南市災害廃棄物処理計画 ・災害廃棄物対策指針(環境省) ・和歌山県災害廃棄物処理計画 ・廃棄物処理法 ・墓地、埋葬等に関する法律 ・埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン(厚生労働省) ・厚生労働省防災業務計画

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-3-11 2.遺体の処理、埋・火葬、3-1-3-12 1.廃棄物処理、1.し尿処理
--------	---

＜東日本大震災における取組＞

被害認定調査

＜津波被害の調査対応＞

津波被害については、3月12日から17日まで初動の家屋被害調査を実施した。消防団や地区本部に行かなければならない職員もいたが、市税務課職員は、内陸部の居住者が多く、残っていた男性職員で、津波の浸水範囲とともに、家屋の被害状況を全壊(全流失)と半壊の2区分で判断し、家屋修正図等に記載し、被害家屋棟数を把握した。

車の通行が可能などところまでは乗り合わせで移動し、後は徒歩で調査した。県からも、仮設住宅をどの程度設置する必要があるかを把握するため、早々に被害家屋の棟数報告を求められた。その後、市税務課職員は、避難所対応や入浴支援、給水業務など他の業務を行うことになり、家屋被害調査や罹災証明書に係る業務は一旦休止した。

27日に内閣府の被害認定基準に係る説明会が庁内で開催された。この説明会では、通常の家屋被害調査マニュアルで被害認定すると非常に時間がかかることから、簡便な調査で、4区分(全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊)に認定する方法が示された。この調査方法を踏まえ、28日から家屋被害認定の再調査を行った。

＜地震被害の調査対応＞

当初、市民の中には、地震被害が罹災証明書の対象になることを知らなかった方もいたため、地震被害の調査件数は少なかったが、4月下旬からは、多くなっていった。地震被害については、市職員が立ち合い調査を実施した。被害調査は、内閣府のマニュアルとチェックシートにより被害認定を行った。

なお、調査にあたっては、全国の自治体職員の支援を得ながら対応した。調査は、2人1組(市職員と応援職員)を基本として、計3組で対応した。最初の1カ月程度は休み無く対応が必要であった。この業務は7月以降になると落ち着いた。

＜認定結果に対する苦情＞

地震調査の立ち合いは、市民への説明も含め、1件当たり3時間かかる場合もあり、対応時間は様々だった。特に、経年劣化なのか地震被害なのか分かりにくいものもあり、判定に納得してもらうのに時間を要する場合もあった。

また、岩手県建築士協会の応急危険度判定士による基準や保険会社の支払基準など、それぞれ異なる基準で、同じ家屋を調査している場合、罹災証明書の被害認定基準との違いを理解してもらうことが困難であり、苦情に繋がった。

出典：大船渡市東日本大震災震災記録誌

・利用可能空地の把握(仙台市)

仙台市では財政局財産管理課がプレハブ仮設住宅の建設用の用地としてのみだけではなく自衛隊や救援隊の駐屯地やがれき置き場、支援物資の保管場所、復興公営住宅の建設等、さまざまな利用も想定して、災害時に利用可能な土地のリストアップを行っていた。

発災後、都市整備局都市景観課および東西線沿線まちづくり課は、プレハブ仮設住宅建設用地の候補として、区画整理事業の保留地や公園、学校用地、国有地、大規模民有地等、100カ所以上、合計75ha以上をリストアップし、被災地への近接性、集団移転可能な規模の平坦地の有無、水はけ、インフラ整備の可能性、生活利便性のほか区役所を通して伝えられた被災者の要望等を総合的に勘案し、つぶさに現地確認した上で、最終的には適地2,000戸分、やや難あり2,000戸分、合計4,000戸分の用地を選定した。

出典：東日本大震災 仙台市 震災記録誌-発災から1年間の活動記録-

1-1-2 二次災害の拡大防止に関する調査

施策コード	1-1-2	施策名	被災状況等の把握
項目	二次災害の拡大防止に関する調査		



概要	被害の拡大や二次災害防止のために応急危険度判定の実施や、危険区域を把握し、避難指示や立入の危険性等の周知、警戒避難体制の整備を行う。
----	--

(1)項目・手順等

内容	担当課(平時)	期間							
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
①応急危険度判定	建設課								
<p>地震後の被災建築物の余震等による倒壊の危険性、及び落下物の危険性等を判定し、その建築物と敷地や周囲の建築物の当面の使用の可否を決めることにより、二次災害を防止する。</p> <p>建物の使用に不安を持つ被災者に情報を提供することで、避難所などからの被災者の帰宅を促進する。</p> <p>応急危険度判定は、地震被害を受けた建築物に適用するもので、その他の原因によって被害を受けた建築物の危険度の判定については、原則として適用されない。</p> <p>応急危険度判定は、り災証明書発行のための被害認定や被災建築物の恒久的使用の可否の判定などの目的で行われるものではない点に留意する。被災建築物の恒久的使用の可否の判定や復旧に向けての構造的な補強の要否の調査判定のためには、別途「被災度区分判定基準」が適用される。</p> <p>1) 調査の方法 県に応急危険度判定の実施を要請する。応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の協力を得て実施する。 判定用紙・判定ステッカー、関連資機材を準備する。 被災可能性の高い建物や緊急に使用の可否を判定する必要のある建物データに関するリストを準備しておく。また、調査用地図、移動手段の提供等についても県と連携しつつ準備する。 調査対象となる建物が多数ある場合には、共同住宅など一定の建築物に対して実施し、調査の対象とならない建物に対しては相談窓口を設けるなどの対応を実施する。 迅速に調査を行い、その結果を、施設所有者・利用者に伝える。</p> <p>2) 広報・問い合わせ対応 応急危険度判定は、引き続き実施される被災度区分判定、り災証明書発行のための被害認定などと混同されやすく、広報や調査の際における説明（パンフレット配布など）に心がける。 問い合わせ受付電話などを設けて対応する。</p> <p>■参考：避難所として使用される施設の応急危険度判定 避難所として使用される施設について、その使用の可否を目的とした調査判定を行う場合は、余震等に対する安全性の検討はより慎重に細部にわたって行う必要がある。また、建築物内外部の構造安全性だけでなく、電気、水道、ガス、通信等の設備に関する安全性と使用性の調査が入念にされなければならない。</p>									

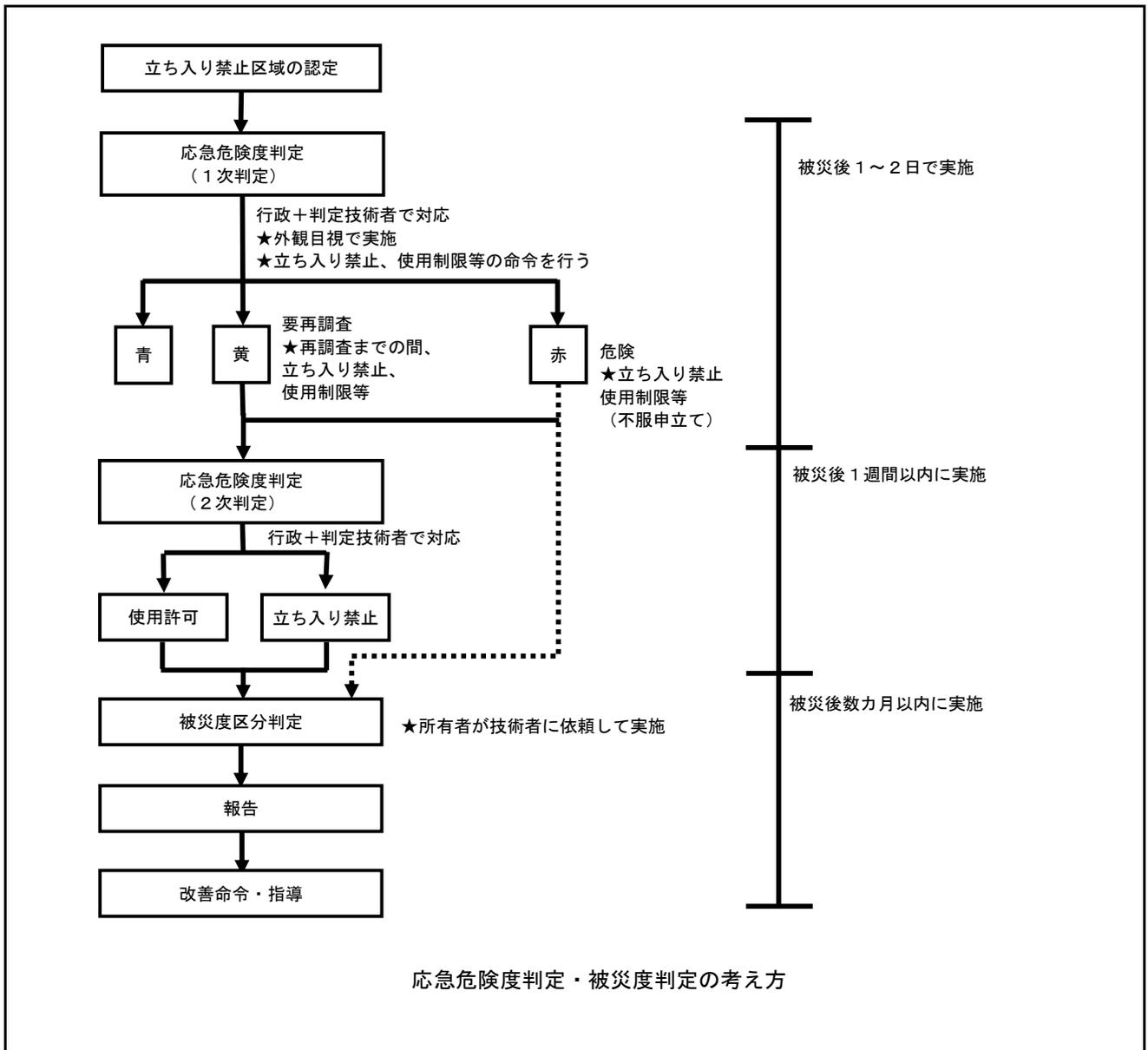
内容	担当課(平時)									
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年	
②被災度区分判定	建設課									
<p>被災度区分判定は、応急危険度判定に引き続き実施される、建物の継続使用に関する安全性についての調査である。</p> <p>被災建築物の損傷の程度、状況を把握し、被災前の状況に戻すだけで良いか、またはより詳細な調査を行い特別な補修、補強等まで必要とするかどうかを比較的簡便に判定を行うことにより、当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的としている。</p> <p>1) 方法 原則として建築主の依頼により、建築の専門家が被災した建物の損傷の程度及び状況を調査するものであり、調査に関する受付・相談窓口を設けるなどの対応を実施する。 専門家の紹介や斡旋に際しては、関連団体、応急危険度判定士等に協力を要請する。</p> <p>■参考 被災度区分判定の方法については、「震災建築物等の被災度判定基準および復旧技術指針」(一般財団法人 日本建築防災協会)が示されている。</p>										

内容	担当課(平時)									
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年	
③被災宅地危険度判定	都市整備課									
<p>擁壁・のり面等を含む建築物の敷地(宅地)の余震や降雨による崩壊危険等を判定し、その結果を表示するものである。</p> <p>1) 方法 被災宅地危険度判定士は、被災地で市又は県の要請により被災宅地危険度判定を行う技術者である。 危険度判定は擁壁・のり面等を含む建築物の敷地(宅地)が対象となる。判定作業は2～3人が1組になって、調査票などの定められた基準により、危険度を判定する。 被災宅地危険度判定の結果については3種類の「判定ステッカー」を宅地の見やすい場所に表示して、その宅地の使用者・居住者だけでなく、宅地の近くを通る歩行者にも安全であるかどうかを簡単に分かるように表示等を行う。</p>										

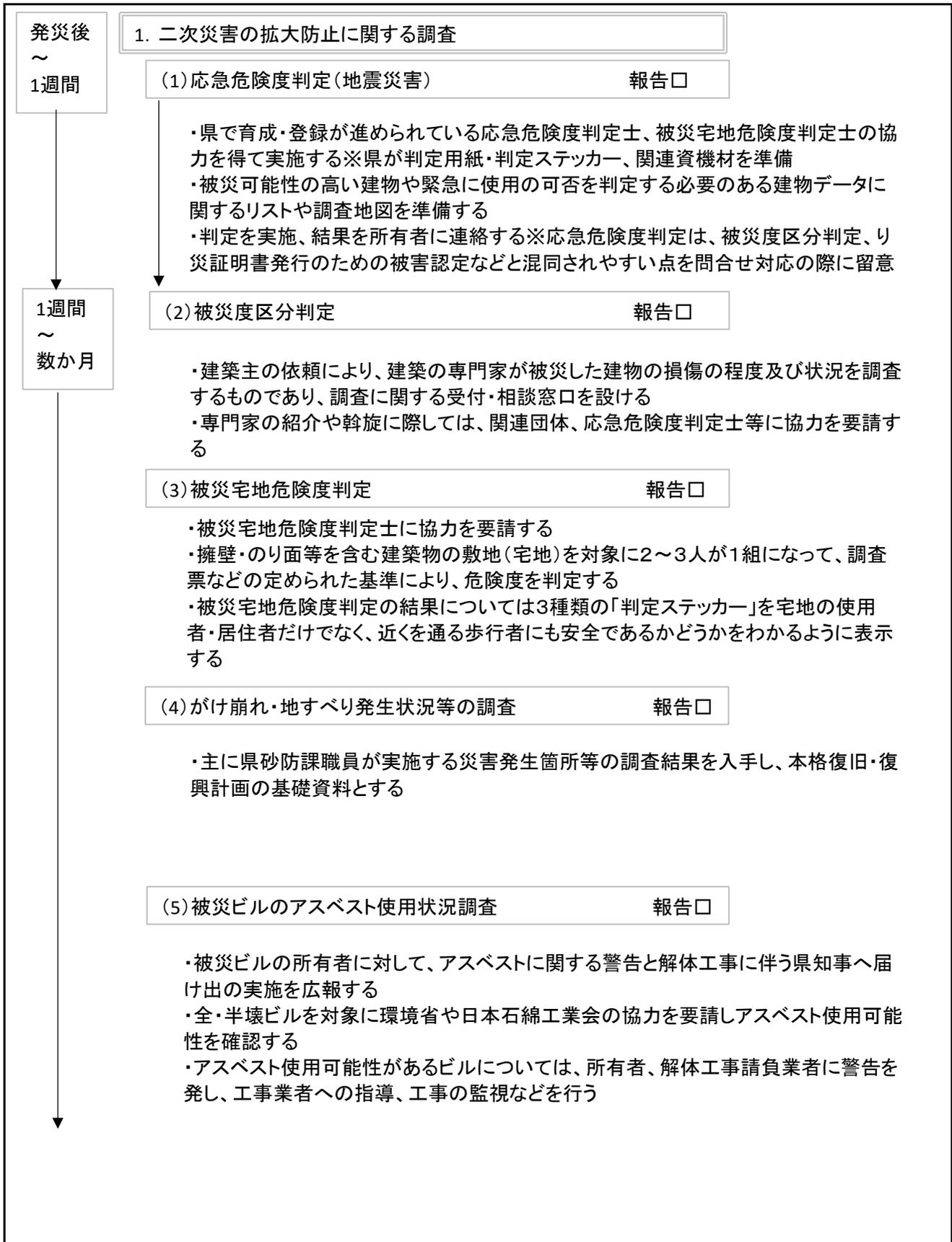
1-1-2 二次災害の拡大防止に関する調査

内容	担当課(平時)	2週間	2か月	4か月	6か月	1年	2年	3年	10年
④がけ崩れ・地すべり発生状況等の調査	建設課								
<p>がけ崩れや地すべりの発生状況を把握し、被害の拡大、二次災害の発生を防止するための応急措置、応急復旧工事等を実施できるように、本格復旧・復興計画の基礎資料とする。</p> <p>1) 方法 土石災害警戒区域、特別警戒区域や災害発生箇所を対象に調査を実施する。調査は、主に県砂防課職員が中心となって、関係機関、専門家等の協力も得ながら実施する。 なお、危険な箇所が発見された場合には、避難指示等の措置、観測・監視機器等の設置、警戒基準雨量や余震震度の設定などの警戒避難対策を実施する。 調査に際しては、対象が広範囲にわたり、また、地中の岩盤風化や亀裂など目視によって確認できない危険箇所もあることから、発災前後の航空写真による比較、ヘリコプターによる空中探査なども併行して実施する。</p>									

内容	担当課(平時)	2週間	2か月	4か月	6か月	1年	2年	3年	10年
⑤被災ビルのアスベスト使用状況調査	環境課、建設課								
<p>吹き付けアスベストについては、呼吸器への影響や発ガン性が指摘され、昭和50年代以降使用禁止となっている。地震などで被害を受けた建物を解体撤去する場合には、アスベスト飛散防止に関する十分な対策が必要となる。しかし、アスベスト使用の有無が明らかになっている建物は少ないため、全半壊ビルなどについて早急に使用実態を把握し、工事業者への指導、工事の監視などを行う。</p> <p>吹き付けアスベスト除去工事に関しては、一定面積以上の定められた工事について、県知事に届け出なければならない。</p> <p>1) 方法 被災ビルの所有者に対して、アスベストに関する警告と解体工事に伴う届け出の実施を広報する。 全・半壊ビルを対象に、アスベスト使用可能性の調査を行う。調査にあたっては環境省や日本石綿工業会の協力を要請する。 調査の結果、アスベスト使用可能性があるビルについては、所有者、解体工事請負業者に警告を発し、工事業者への指導、工事の監視などを行う。</p> <p>■参考 大気汚染防止法による吹き付けアスベスト除去工事届け出（法出18条の15）特定粉じん排出等作業を伴う建設工事（以下「特定工事」という。）を施工しようとする者は、特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに、総理府令で定めるところにより、次に掲げる事項を県知事に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により特定粉じん排出作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りではない。</p> <p>令和4年4月1日から建築物等の解体を行う前に実施する石綿含有建材の調査結果を都道府県等に報告する必要があります。（建築物の事前調査は必要な知識を有する資格者等に報告する必要があります。）</p>									



【行動フロー】



建設課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

<p>○がけ崩れ・地すべり発生状況等の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を確認する。 ・山地災害危険区域等のエリアを確認する。 ・監視体制を検討する。 ・各種調査に係る受援体制を検討する。 <p>○被災建築物応急危険度判定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物応急危険度判定士を事前に確保する。 ・応急危険度判定士名簿・連絡網・連絡体制を事前に整備する。 ・応急危険度判定士機材（パソコン、住宅地図、地形図、道路マップ、判定ステッカー等）を備蓄する。 ・応急危険度判定の拠点となる候補施設を選定する。 ・応急危険度判定に係る受援体制を検討する。 ・県と連携し、応急危険度判定コーディネーターの人材育成を行う。 ・文教施設応急危険度判定士の派遣要請等についての手順について、関係機関（県建築住宅課、文部科学省等）と確認する。 <p>○被災度区分判定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災度区分の制度及び対応可能な建築士事務所について、周知する。 ・復旧工事がスムーズに発注できるよう、設計資料などを準備する。 ・工事発注方法について、関係課と協議する。

(3) 留意事項

<p>○がけ崩れ・地すべり発生状況等の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がけ崩れや地すべりの発生状況を把握し、被害の拡大、二次災害の発生を防止するための応急措置等を実施するとともに、本格復旧・復興計画の基礎資料とする。
--

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県海南工事事務所、建築住宅課	応急対策の実施
海南地方建設業協会、海南市建設業協会	応急対策の実施
日本建築家協会	応急危険度判定士の派遣

(5) 関連する法令、計画、資料等

<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(土砂災害防止法) ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(負担法) ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(暫定法)

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-2-11 1.土砂災害等応急対策、1.被災建築物の対策
--------	---------------------------------

1-1-2 二次災害の拡大防止に関する調査

都市整備課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- 被災宅地危険度判定
 - ・被災宅地危険度判定士を確保する。
 - ・被災宅地危険度判定士名簿・連絡網・連絡体制を整備する。
 - ・被災宅地危険度判定士の機材（パソコン、住宅地図、地形図、道路マップ、判定ステッカー等）を備蓄する。
 - ・被災宅地危険度判定調整員の人材育成を行う。
 - ・被災宅地危険度判定の拠点となる候補施設を選定する。
 - ・被災宅地危険度判定に係る受援体制を検討する。
- がけ崩れ・地すべり発生状況等の調査
 - ・土砂災害防止法に基づく基礎調査結果を定期的に点検する。
 - ・山地災害危険区域等の定期的な調査・点検パトロールを実施する。
 - ・監視体制を検討する。
 - ・観測・監視機器等（伸縮計、警報機器等）の手配体制を整備する。
 - ・調査方法や計測機器の取扱に習熟する。
 - ・各種調査に係る受援体制を検討する。

(3) 留意事項

--

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県都市政策課	被災宅地の対策

(5) 関連する法令、計画、資料等

--

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-2-11 1.被災宅地の対策
--------	--------------------

環境課

(2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

<ul style="list-style-type: none"> ・アスベスト飛散・ばく露防止にかかる応急対応を迅速に実施するため、建築物等におけるアスベストの使用状況の情報共有を実施。 ⇒和歌山県との情報共有 ・関係機関と連携し、平時から解体工事情報の共有やパトロールの実施等、効率的・効果的な指導を実施。 ⇒和歌山県との情報共有 ・解体等工事業者に対し、事前にアスベストに関する情報の提供を実施。 ⇒労働基準局、和歌山県と調整が必要
--

(3)留意事項

--

(4)主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
海南保健所	アスベスト使用状況の情報共有

(5)関連する法令、計画、資料等

<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法 ・労働安全衛生法 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ・災害廃棄物対策指針(環境省) ・被災建築物解体マニュアル[石綿(アスベスト)対策] ・災害時における石綿飛散防止にかかる取扱いマニュアル(改定版)(環境省)

(6)地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-3-12 1.廃棄物処理
--------	------------------

＜東日本大震災における取組＞

●被災建築物応急危険度判定（民間住宅等の二次災害防止のため）

＜実施状況＞

- ・実施期間：3月12日から5月10日までの約2ヶ月間
- ・動員数：約1,300人

・実施方法：被災建築物応急危険度判定の調査要領

・概要：建築指導課より各区に、被災建築物応急危険度判定を実施する方向で情報収集をするよう指示をした。これを受け、各区は実施計画において要判定区域として定めていた地域を調査し、被害状況に応じて判定区域を決定した。また、各区から「損傷を受けた建築物について、所有者側から要請があった場合には応急危険度判定を実施したい」旨の要望があり、これを受け、建築指導課は宮城県へ相談し、その結果、要請を受けての判定（以下、「ピンポイント判定」という。）を開始することとなった。

●被災宅地危険度判定（民間宅地等の二次災害防止のため）

＜実施状況＞

- ・実施期間：3月14日及び3月19日から5月19日までの延46日間
- ・動員数：1,169人

・実施方法：被災宅地危険度判定の調査要領

・概要：平成23年3月14日に被害の大きかった青葉区折立5丁目地区について危険度判定を優先実施し、災害対策基本法第63条に基づく警戒区域の設定を行った。震災直後から都市整備局内の職員で丘陵部の被害状況の把握を行い、被害の集中している地域の被災宅地危険度判定を実施することとした。また、所有者からの通報により被災した宅地についても被災宅地危険度判定を実施した。被災宅地危険度判定を実施するに当たり、被災宅地が多く本市の判定士だけでは実施が困難であると判断し、宮城県に対し被災宅地危険度判定士の広域支援要請をした。



発災後の各区からの被害情報収集の様子



面的に応急危険度判定を行うかどうか打ち合わせの様子



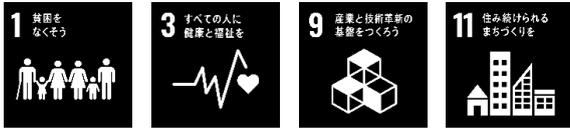
民間判定士に判定地域等説明の様子



被災建築物応急危険度判定の様子

出典：仙台市都市整備局「東日本大震災の教訓」震災における公共施設の安全確認、被災建築物応急危険度判定および被災宅地危険度判定に関する考察

施策コード	1-1-3	施策名	被災状況等の把握
項目	法制度の適用に関する調査		



概要	災害救助法や被災者生活再建支援法など、適用可能な申請に必要な情報の記録、書類の作成を行う。
----	---

(1)項目・手順等

内容	担当課(平時)	期間							
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
①災害救助法の適用	社会福祉課								
災害救助を迅速・的確に実施するとともに、救助費用に関する申請事務を適切に行う。 1) 方法 把握した被害について、随時その概要を県に報告する。 また、人口規模に応じた滅失世帯数に満たない場合にも、内閣府令第4号が適用されることがあるため、一般基準に縛られることなく、災害様態に応じ必要な対策を実施する。									

内容	担当課(平時)	期間							
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
②被災者生活再建支援法の適用	社会福祉課								
被災者生活再建支援法の適用を受け、居住する住宅が全壊するなどした被災者に対して被災者生活再建支援金を支給する。 1) 方法 市は、住宅の被害状況等を把握するための被害認定調査を行い、随時調査状況を県に報告する。 全壊世帯数が市で10世帯以上、または県で100世帯以上ある場合などには同法の対象となる。(施行令第1条)									

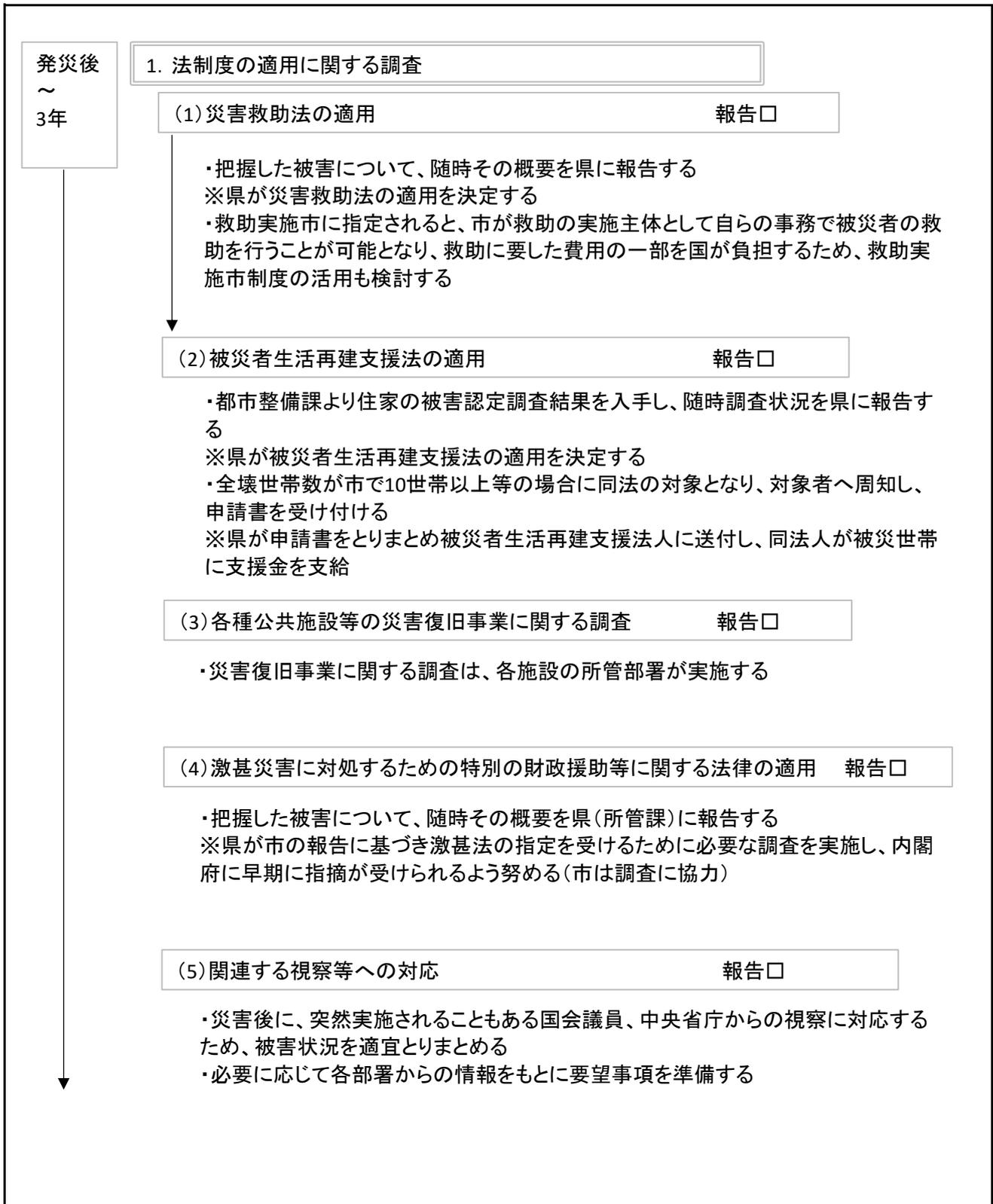
内容	担当課(平時)	期間							
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
③各種公共施設等の災害復旧事業に関する調査	建設課、管理課、教育委員会総務課、所管課								
次のような公共施設等に関する法制度により、災害復旧・復興への財政的援助を受ける。 ○公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(農林水産省・国土交通省) ○農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(農林水産省) ○公立学校施設災害復旧費国庫負担法(文部科学省) ○公営住宅法(国土交通省) 1) 方法 災害復旧事業に関する調査は、各施設の所管部署が実施する。 災害復旧事業については、災害査定に向けて、当該災害による被災であることを明らかにすることや被災状況を正確に把握して伝えることが求められる。									

1-1-3 法制度の適用に関する調査

内容	担当課(平時)	2週間	2か月	4か月	6か月	1年	2年	3年	10年
		④激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の適用	所管課						
<p>激甚法の適用を受け、災害復旧・復興に関する財政的援助を受ける。</p> <p>1) 方法 市は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。</p> <p>【主要な適用措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共土木施設災害復旧事業等 ○農林水産業に関する特別の助成 ○中小企業に関する特別の助成 ○その他の特別の財政援助及び助成 <ul style="list-style-type: none"> ・公立社会教育施設災害復旧事業 ・私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ・罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 ・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入率 									

内容	担当課(平時)	2週間	2か月	4か月	6か月	1年	2年	3年	10年
		⑤関連する視察等への対応	議会事務局、企画財政課						
<p>災害後には、国会議員、中央省庁からの視察が相次ぐ。こうした視察への対応は、被害の実態について正確な認識を得るために、重要である。</p> <p>災害後の視察は、突然に実施されることも多く、被害状況等について、適宜取りまとめを行っておき、提供する必要があることから、資料の取りまとめ、視察対応をする。</p> <p>また、必要に応じて各部署からの情報をもとに要望事項を準備する。</p>									

【行動フロー】



1-1-3 法制度の適用に関する調査

社会福祉課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

・事前に災害救助法で国庫負担の対象となる応急救助の程度、方法、過去の特別基準の例、諸手続きなどについて理解し、マニュアルを準備したり、情報の記録、申請等に関するシステムの構築を検討する。

(3) 留意事項

・災害救助法の一般基準に縛られることなく、災害の様態に応じた必要な対策を検討実施する必要がある。
・救助の長期化が見込まれる場合などには、延長を求める。
・近年に類似の災害を経験した地方公共団体などに速やかに支援を求めることで、必要な情報の記録、申請書類の作成を効率的に進めるためのアドバイスが得られる。
・被災者再建支援法が適用された場合、制度対象者への迅速な周知に努める必要がある。
・法制度等の適用による災害救助や復旧費用等の確保は、被災者支援と地方公共団体の財政にとって非常に重要である。対象となるすべての費用の申請と、各種の補助など法制度の適用について、必要な情報の記録、申請書類の作成を行う。大規模災害では、これらの作業は膨大な事務量となるため、できるだけ迅速かつ効率的に進める必要がある。

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県社会福祉課	災害救助法の取りまとめ、国への報告

(5) 関連する法令、計画、資料等

・災害救助法
・災害弔慰金の支給等に関する法律
・被災者生活再建支援法
・海南市災害弔慰金の支給等に関する条例

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-1-9 1.災害救助法の適用
--------	--------------------

建設課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- ・所管する施設に適用される法制度を事前に確認する。
- ・災害復旧事業に関する調査、報告が迅速に行われるよう、自治会との連絡体制を構築する。
- ・各種調査に係る受援体制について検討する。
- ・被害状況の調査にあたっては、迅速化、効率化、危険箇所等における作業の安全確保のため、測量新技術(航空測量、写真測量、音響測量、レーザー測量、ドローン)の必要性を検討する。

(3) 留意事項

- ・災害復旧事業に関する調査は、各施設の所管課が実施する。
- ・災害復旧事業については、災害査定に向けて、当該災害による被災であることを明らかにすることや被災状況を正確に把握して伝えることが求められる。
- ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「激甚法」という。)の適用を受け、災害復旧・復興に関する財政的援助を受ける。

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県海南工事事務所、海草振興局総務県民課・農地課・林務課、港湾漁港整備課	応急対策の実施

(5) 関連する法令、計画、資料等

- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(負担法)
- ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(暫定法)
- ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(激甚法)

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

1-1-3 法制度の適用に関する調査

管理課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

<ul style="list-style-type: none">・ 事業対象となる可能性のある施設等を把握する。(津波浸水区域内、老朽施設の公園など)・ 災害復旧事業に関する調査、報告が迅速に行われるよう、県との連携体制を強化する。

(3) 留意事項

<ul style="list-style-type: none">・ 各地方公共団体は、一般基準に縛られることなく、災害の様態に応じた必要な対策を検討実施する必要がある。・ 近年に類似の災害を経験した地方公共団体などに速やかに支援を求めることで、必要な情報の記録、申請書類の作成を効率的に進めるためのアドバイスが得られる。

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県都市政策課、建築住宅課	災害復旧の補助事業申請

(5) 関連する法令、計画、資料等

<ul style="list-style-type: none">・ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(負担法)・ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(激甚法)・ 公営住宅法

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-1-4 1.被害状況の収集・伝達
--------	----------------------

教育委員会 総務課

(2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- ・災害後国庫負担(補助)の適用対象外とならないよう、施設の保守点検や補修等適切な維持管理を行うとともに、現状を把握する。
- ・施設の所有権、管理責任を明確にする。
- ・公立学校施設台帳や備品台帳を整備する。
- ・教育委員会と土木・建築関係部局の連携。

(3)留意事項

- ・文教施設災害実務ハンドブックを把握する。
- ・災害復旧費算出時には、標準単価が必要となるため、県との連携を行う。
- ・激甚の適用
 - ①被害の原因が「激甚災害」に指定されること。
 - ②「特定地方公共団体」として指定されること。

(4)主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県教育育総務局総務課	災害復旧費算出に用いる単価の設定

(5)関連する法令、計画、資料等

- ・施設台帳(学校施設)
- ・備品台帳
- ・公立学校施設整備事務ハンドブック
- ・「公立学校施設の災害復旧について」(文部科学省HP)
- ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(激甚法)

(6)地域防災計画との関連性

災害応急対策	4-1-1 1.公共施設等の災害復旧
--------	--------------------

1-1-3 法制度の適用に関する調査

議会事務局

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

・通常時の行政視察とは異なるため、被災時の視察の受入方法を検討する。

(3) 留意事項

・要望活動については、海南市議会災害対応行動マニュアルに規定しているので、必要に応じて見直しを行うものとする。

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割

(5) 関連する法令、計画、資料等

・海南市議会災害対応行動マニュアル

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

企画財政課

(2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

・どのように視察対応を行ったのかや視察対応に対する問題点等について、被災自治体の状況や事例等を確認する。
 ・視察により、被災者や被災自治体の負担が増加することがないように、視察の対応方法についてのルールを検討する。

(3)留意事項

・視察対応の際は、被災者の負担が増加することがないように、視察の時間帯やスケジュールについて注意を払う。

(4)主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割

(5)関連する法令、計画、資料等

--

(6)地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

1-1-3 法制度の適用に関する調査

所管課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- ・所管する施設等に適用される法制度を事前に確認する。
- ・災害復旧事業に関する調査、報告が迅速に行われるよう、県との連携体制を強化する。

(3) 留意事項

- ・災害復旧事業に関する調査は、各施設等の所管課が実施する。
- ・災害復旧事業については、災害査定に向けて、当該災害による被災であることを明らかにすることや被災状況を正確に把握して伝えることが求められる。
- ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の適用を受け、災害復旧・復興に関する財政的援助を受ける。

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県(所管部署)	災害復旧の補助事業申請

(5) 関連する法令、計画、資料等

- ・激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(激甚法)

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-1-4 1.被害状況の収集・伝達
--------	----------------------

＜東日本大震災における取組＞

・災害救助法の適用

県では、地震発生の直後から災害救助法の適用の検討を行ったが、通信手段の遮断等により各市町村からの情報が集まらなかった。報道等により県内の被害が甚大になることが確実視されたことから、災害救助法を3月11日17時に適用することとし、宮城県公報により告示を行った。

市町村に対する周知は、防災無線ファクシミリにより文書を送信し、原本は経済商工観光部が設置した「合同庁舎等との定期便」を利用し、合同庁舎等経由で送付した(仙台市ではこのFAX文書を3月11日23時10分に本市災害対策本部にて受領を確認)。

県では3月11日以降、特に、厚生労働省から「災害救助法の弾力運用」に関する通知が出され、市町村宛の通知を行う度に、その解釈等に関しての市町村からの問合せが多くあり、その対応に追われた。

災害救助法における市町村への事務委任について、県では3月11日付けで応急仮設住宅関係を除いた救助の実施に関する事務を各市町村に委任した。その後、3月25日に応急仮設住宅関係のうち、借上げ公営住宅等に関する部分を委任、4月19日には県の指定する事業者との契約に限り、プレハブ仮設住宅の建設を委任、さらに、プレハブ応急仮設住宅の寒さ対策を迅速に行うため、10月26日には借上げ民間賃貸住宅供与の関係を除く応急仮設住宅の全てに関して委任を行った。

・被災者生活再建支援法の適用

東日本大震災に係る緩和措置等

(1)対象者の拡大

平成23年4月12日付け内閣府通知「東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の支給手続の迅速化等について」で「長期避難世帯」の解釈を示し、住宅浸水率がおおむね100%である地域や、100%に満たない場合でも津波により社会的インフラストラクチャーが失われ居住することが著しく困難な状態が長期にわたり継続することが見込まれる地域も含むこととした。

(2)手続きの簡素化

平成23年4月12日付け内閣府通知「東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の支給手続の迅速化等について」により、被災者生活再建支援金の支給に関して、長期避難世帯に当たるか否かの判断を行うには、個別の世帯ごとの調査は不要とするともに、津波浸水区域におけるサンプル調査により区域内の住宅全てを全壊と判定することも可能とした。

また、平成23年4月20日付け内閣府通知「東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の支給手続の簡素化について」により、4項目の特例を認めた。

(3)地方自治体の負担割合の軽減

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」第五条の二により、3月11日に遡って国の負担割合を2分の1から5分の4に変更することとした。

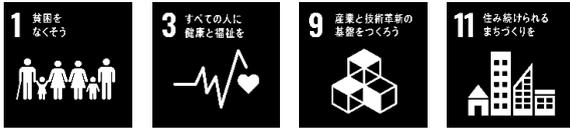
(4)申請期間の延長

平成23年11月30日付け内閣府通知「東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の申請期間の延長について」により、4年を超えない範囲で申請期間を延長できるとし、また、再延長については、1年を超えない範囲の期間を繰り返し設定できるとした。これは、住宅の高台移転やかさ上げなどの造成工事に時間を要することに配慮した措置である。

出典:東日本大震災 仙台市 震災記録誌-発災から1年間の活動記録-

1-1-4 すまいとくらしの再建に関する調査

施策コード	1-1-4	施策名	被災状況等の把握
項目	すまいとくらしの再建に関する調査		



概要	被災者の生活再建支援の前提となる各種の基礎調査を速やかに実施する。被災者からの申請に応じ、り災証明書を遅滞なく交付する。
----	--

(1)項目・手順等

内容	担当課(平時)	期間							
		2週間	2か月	4か月	6か月	1年	2年	3年	10年
①住家の被害認定調査	税務課								
<p>災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害等の状況を調査しなければならない。</p> <p>調査期間は、災害の規模等によるが、大規模災害発生の場合でも1カ月以内を目途に実施することとする。</p> <p>1) 方法</p> <p>住家の被害認定調査はおおむね次のフローで実施する。</p> <p>ただし、スムーズに体制構築を行うためには、被災経験のある自治体や関連団体の支援を受けることも必要であるほか、平時から職員に対し住家の被害認定調査に係る研修を行うこと等の事前対策が重要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①調査計画の作成 ②調査体制の構築 ③資機材等の調達 ④研修の実施 ⑤被害認定調査実施に関する広報 ⑥調査員の1日の流れの確認 ⑦情報伝達ミーティング ⑧現地調査 ⑨情報共有ミーティング ⑩調査結果の整理 ⑪翌日への準備 <p>■参考：災害に係る住家の被害認定基準運用指針</p> <p>「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和6年5月改定、内閣府）では、市が、災害により被害を受けた住家の被害認定調査を迅速かつ的確に実施できるよう、住家の経済的被害の標準的な調査方法を定めている。</p> <p>■参考：災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き</p> <p>「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」（令和6年5月改定、内閣府）を定め、具体的な体制構築と実施方法について定めている。</p>									

内容	担当課(平時)									
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年	
②り災証明書の発行	税務課									
<p>り災証明書は、災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したものであり、平成25年6月に改正された災害対策基本法において、被災者から申請があったときはり災証明書を遅滞なく交付することが市に義務づけられている。</p> <p>被災者生活再建支援金の支給や住宅の応急修理、義援金の配分等の支援措置の適用の判断材料として幅広く活用され、被災者支援の適切かつ円滑な実施を図る上で極めて重要な役割を果たしている。</p> <p>1) 方法 り災証明書の発行はおおむね次のフローで実施する。</p> <p>①交付体制の整備 ②り災証明書交付台帳の作成 ③り災証明書交付の広報 ④り災証明書の交付 ⑤再調査依頼の受付・再調査の実施</p>										

内容	担当課(平時)									
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年	
③被災者生活実態調査	社会福祉課、高齢介護課、子育て推進課、健康課									
<p>1) 生活実態調査 当面の生活に困窮している世帯を把握し、適切な支援策を検討するための調査を実施する。 避難所や応急的な住宅での訪問による聞き取り調査が基本となる。特に高齢者等の場合、アンケートへの回答が難しいケースもあり、注意が必要である。被災者が多い場合には発災後初期にはサンプリング調査を行い、その後、悉皆調査やアンケート調査を行う。なお、遠隔地に疎開している被災者についても、マスコミ広報等や郵便局の協力を通じて所在地を把握し、調査を行う。また、生活実態の把握は、継続的に実施する。</p> <p>項目： ・生活実態調査：被災前の生活状況（収入、資産等）、資産被害、収入の減少及び支出増加、生活上の問題点等。 ・健康調査：避難所・応急的な住宅の長期化に伴う健康状況の調査（生活行動、食生活、ストレス、アルコール中毒、慢性疾患等）及び被災者・児童、行政職員等の心の健康に関する調査等。</p> <p>2) 要援護者・世帯調査 急増する福祉ニーズに緊急に対処し、さらに将来の福祉に関する復興プランを作成するための調査。 次の2種類の調査を行う。</p> <p>①緊急調査：民生委員・児童委員、自治会・自主防災組織等が中心となり、要介護高齢者・障害者等について、避難所や応急的な住宅への入居者、在宅の被災者、各種施設入所者に対する調査を行う。 ②抽出調査：福祉ニーズの変化を客観的に把握し、福祉に関する復興プランを作成するために、無作為抽出等によって、要援護者・世帯の実態を調査・分析する。</p> <p>項目： ○安否確認、身体状況等の変化、緊急ショートステイや緊急一時受入施設の必要性。 ○ホームヘルプサービス、デイサービス、入浴サービス、日常生活用具、補装具の支給、障害者手帳等の再交付、応急仮設住宅における改修のニーズ等。</p>										

1-1-4 すまいとくらしの再建に関する調査

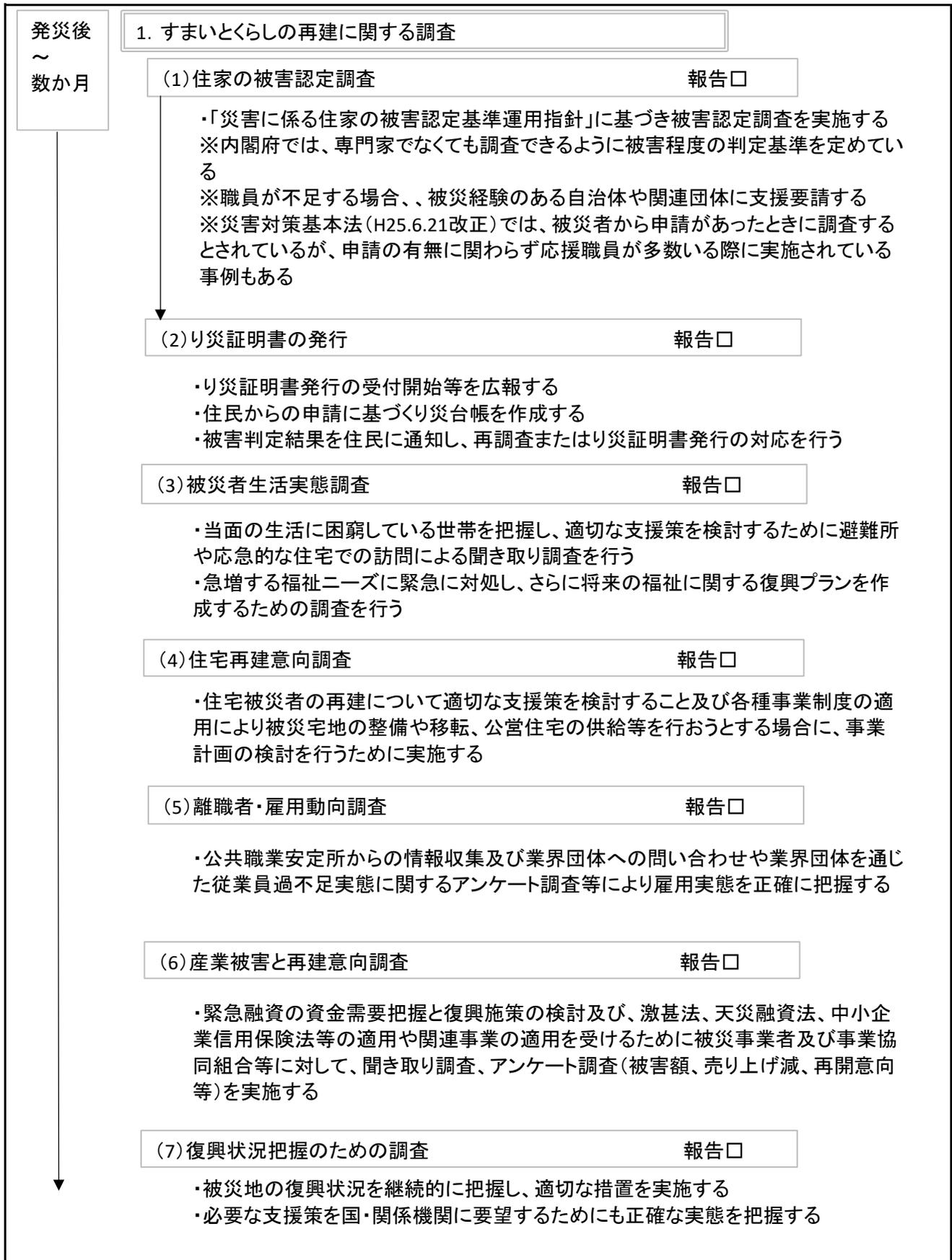
内容	担当課(平時)									
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年	
④住宅再建意向調査	都市整備課									
<p>住宅被災者の再建について適切な支援策を検討すること及び地方公共団体が各種事業制度の適用により被災宅地の整備や移転等の検討を行うために実施する。 被災地が一定程度落ち着きを取り戻した段階で、訪問による聞き取り調査又はアンケート調査を行う。</p> <p>項目：被災住宅の概要（位置、宅地面積、住宅面積、附属施設、住宅と兼ねる用途、構造、築年数）、被害箇所・程度、関連事業に関する意向、住宅確保方法の意向（補修、再建、購入等）、確保する住宅に関する意向（位置、宅地・住宅面積、その他）、資金・既往債務 等。</p>										

内容	担当課(平時)									
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年	
⑤離職者・雇用動向調査	産業振興課									
<p>被災者の雇用を確保するために、雇用実態を正確に把握する。 被災地を管轄する公共職業安定所からの情報収集及び業界団体への問い合わせを行う。また、業界団体を通じた従業員過不足実態に関するアンケート調査等を実施する。</p> <p>項目：雇用保険の失業給付受給者、有効求人倍率、業種別従業員過不足実態 等。</p>										

内容	担当課(平時)									
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年	
⑥産業被害と再建意向調査	産業振興課									
<p>1) 商工業、農林水産業被害調査 緊急融資の資金需要把握と復興施策の検討及び、激甚法、天災融資法、中小企業信用保険法等の適用や関連事業の適用を受けるために実施する。 被災事業者及び事業協同組合等に対して、聞き取り調査、アンケート調査を実施する。 項目：各事業者における災害前の状況（売り上げ・生産高等）、直接被害状況・被害額、間接被害額（売上減）、既往債務、再開意向及び再建への課題等、事業協同組合等の共同施設に関する直接被害状況・被害額。</p> <p>2) 経営者に対する再建意向調査 被災事業者の再建・継続意思、再建にあたっての問題点・要望を把握し、適切な支援を検討する。 相談窓口における意向把握、聞き取り調査、アンケート調査、事業者団体からの情報収集等を行う。 項目：再建や継続への意向、被害額、取引先の状況、再建時の希望（事業規模・内容・高度化等）、再建にあたっての問題点等。</p>										

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		⑦復興状況把握のための調査	都市整備課、税務課、社会福祉課、高齢介護課、産業振興課						
<p>被災地の復興状況を継続的に把握し、適切な措置を実施する必要がある。必要な支援策を国・関係機関に要望するためにも正確な実態の継続的把握が不可欠である。</p> <p>調査が必要な主な項目は以下のとおりである。</p> <p>なお、人口指標は各種復興施策の計画・実施やその効果を評価するための基本的な指標であることから、実態人口の把握が重要な課題となる。この把握には、国勢調査が基本となり、毎月住民基本台帳上の出生・死亡、転出・転入及び外国人登録の増減を加減して公表されるが、災害後の特殊な状況下で、届け出のない人口移動が発生し、その把握は困難となるため、別途その推計を行う必要がある。</p>									
復興状況把握のための調査									
項目	内容		項目	内容					
1) 被害の復旧状況	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設・公共土木施設等の復旧状況 ライフライン関連事業者の復旧状況 交通関連事業者の復旧状況 		4) 経済復興状況	<ul style="list-style-type: none"> 工業・商業統計調査 業界団体別再建状況調査 店舗や商店街、小売市場再開率 百貨店販売額推移・観光入り込み客数、ホテルの客室稼働率 オフィスの再建状況 借入金の償還状況 					
2) 住宅再建状況調査	<ul style="list-style-type: none"> 建築確認の申請状況 住宅資金融資、同申込状況 公営住宅等への入居状況 応急的な住宅の解消見通し 			5) その他総合的指標	<ul style="list-style-type: none"> 人口、人口動態 地価動向 住民意識調査 				
3) 被災者生活	<ul style="list-style-type: none"> 被災者生活実態調査 離職者・雇用動向 								

【行動フロー】



税務課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

<p>○住家被害の認定調査について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家屋など、住家被害の状況を調査するための調査員(住家被害認定士)体制を整える。 <p>※県が実施する住家被害認定士研修を活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災後、速やかに調査を実施するため、住家被害認定調査に係る手順をマニュアルとして整理する。 ・協定先である関係機関との調査方法について事前に検討する。 ・被災者から寄せられるさまざまな質問や要請を想定し、その返答方法や想定問答などを整理する。 <p>○り災証明書の発行について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者からの申請に対し、的確かつ速やかに対応するため、平時から住家の被害認定調査やり災証明書の交付業務に関する手順をマニュアルとして整理する。 ・現地調査や証明書発行など、り災証明書発行システムの利活用について、実行性を高める取組みを行う。

(3) 留意事項

--

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県社会福祉課	住家の被害判定調査員の応援派遣
和歌山県建築士会	住家の被害判定調査委支援
和歌山県建築士事務所協会	住家の被害判定調査委支援
和歌山県不動産鑑定士協会	住家の被害判定調査委支援

(5) 関連する法令、計画、資料等

--

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-1-4 1.被害状況の収集、2.被害状況の集約・分析
--------	--------------------------------

1-1-4 すまいとくらしの再建に関する調査

社会福祉課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

○被災者生活実態調査
・協力を依頼する関係機関との連携及び役割分担について明確化する。

(3) 留意事項

○要配慮者・世帯調査
・抽出調査
災害時要支援者名簿登載者は把握できているが、名簿提供に関する未同意者や未返信も多いことから、高齢介護課とともに働きかけを行う。
・緊急調査
障がい者のサービス利用状況からある程度、緊急に必要な対応は予測できると思われるが、サービスを利用していない障がい者についての情報がないため、要支援者名簿等から個別の聞き取りを行う。
※調査の中でも特に難しいのが、「被災者への影響と生活実態」の把握である。心身の健康、生活環境、仕事や収入など、個人のプライバシーに密接に関わることから、調査方法、データの保護、利用に最大の配慮が必要とされる。調査では、要配慮者の抽出をもれなく行うことが重要である。

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等	要配慮者への聞き取り

(5) 関連する法令、計画、資料等

--

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

高齢介護課

(2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

<p>○被災者生活実態調査</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康調査の内容も参考にしつつ、発災後円滑に調査が実施できるよう事前に要援護者・世帯調査の調査票の様式を作成する。また、協力を依頼する関係機関との連携及び役割分担について明確化する。
--

(3)留意事項

<ul style="list-style-type: none"> 個人のプライバシーにかかわることから、調査方法やデータの保護等、利用の取り扱いに十分注意する必要がある。
--

(4)主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等	要配慮者への聞き取り、福祉ニーズの集約

(5)関連する法令、計画、資料等

<ul style="list-style-type: none"> 海南市避難行動要支援者名簿に関する要綱

(6)地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

1-1-4 すまいとくらしの再建に関する調査

子育て推進課

(2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- ・ 支援内容、支援制度の周知
- ・ 対象となる母子・父子等世帯の把握

(3)留意事項

- ・ 個人情報の取り扱いに注意が必要である。

(4)主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県こども未来課、海草振興局健康福祉部	審査等貸付事務

(5)関連する法令、計画、資料等

- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法

(6)地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

健康課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

○被災者生活実態調査 ・健康調査の実施にあたり、事前に調査票の様式を作成する。 ・応援受入体制の整備を推進する。
--

(3) 留意事項

・調査については、心身の健康など個人のプライバシーに密接に関わることから、調査方法、データ保護、利用に最大の配慮が必要とされる。
--

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割

(5) 関連する法令、計画、資料等

--

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-3-8 1.健康調査・健康相談
--------	---------------------

1-1-4 すまいとくらしの再建に関する調査

都市整備課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

○住宅再建意向調査

- ・効果的に意向把握できるよう、調査の内容、手段等を検討する。

(3) 留意事項

○住宅再建意向調査

- ・経済的な再建の目途がたたない時点では、被災者の住宅再建意向は、公営住宅への入居希望が多くなる傾向にある。しかし、各種の生活再建施策の実施によりその意向が徐々に変化し、自主再建による住宅確保へ意向が変化する例がある。このため、災害公営住宅の必要戸数を検討するための、住宅再建意向の把握のためのアンケート等の実施時期については、生活再建施策の実施状況との関連に留意することが必要である。
- ・過去の例では、被災者の意向を把握する前に市側から住宅移転の提案が出されたことから、被災者と市側との調整が困難となった例がある。生活再建に関する被災者意向は、先々の収入の見通しや地域の安全性によっても強く左右されることから、復興計画の全体像を示しながら進めていくことが必要である。

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県建築住宅課	住宅再建意向調査での連携

(5) 関連する法令、計画、資料等

--

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

産業振興課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

<p>○離職者・雇用動向調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハローワークや労働局、県労働関係部署と連携し、情報収集、各種業界団体への問い合わせ等について、役割や手順について体制を確立する。 <p>○産業被害と再建意向調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業被害の状況の把握と再建に係る資金需要等について、金融機関や国・県等と連携し、情報収集、各種業界団体への問い合わせ等について、役割や手順について体制を確立する。

(3) 留意事項

<p>・被災後においては、特に情報網や交通網の被害が大きく、調査や情報収集等は困難な状況となることが想定される。</p>
--

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
企業・事業者	産業被害と再建意向の把握
和歌山県労働局	離職者・雇用動向調査
ハローワーク	離職者・雇用動向調査
海南商工会議所、下津町商工会	産業被害と再建意向の把握

(5) 関連する法令、計画、資料等

--

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

〈東日本大震災における取組〉

○全戸訪問による生活状況や再建方針の把握

現況調査の調査票では実際の生活状況や住まいの再建に向けた課題等の詳細までは把握できないため、平成24年10月から、生活再建支援員2人1組による応急仮設住宅入居世帯への全戸訪問を実施し、面談による調査を開始した。平成25年10月までに全市を一巡した(平成25年11月1日時点での訪問率は97.5%)。

訪問では被災者の住まいに関する再建方針や、就労状況、家族の健康状態や困りごとの聞き取りを行い、その内容に応じた情報提供を行った。

訪問によって聞き取った内容は、その日のうちに生活再建支援員から生活再建支援室の職員に報告された。聞き取り内容は、各世帯への生活再建支援に係る情報を閲覧できるシステムで管理され、被災者支援担当課および支援団体で応急仮設住宅入居世帯の支援の方向性を協議するため定期的に開催している「被災者支援ワーキンググループ」での課題の整理や支援内容の確認等に活用した。

○健康と生活に関するアンケート調査

県は、応急仮設住宅入居者の健康状態の把握を目的に、郵送により「健康と生活に関するアンケート調査」を平成24年度から実施している。

当該調査では、県の調査内容を基礎に、被災市町が希望する調査項目を追加ができることから、本市では、借上げ民間賃貸住宅入居者について調査を依頼し、さらに平成27年度からは復興公営住宅入居者についても、調査を追加で実施している。アンケートの結果は県の施策に使用されるほか、本市にも情報提供され、区保健福祉センターではアンケートの結果を基に、訪問などの支援を行うこととしている。

調査は、病気の治療状況のほか、不安や抑うつ傾向を判断する質問項目、災害を思い出して気持ちが動揺することがあるか、地域の交流はしているか、飲酒の頻度はどのくらいか、などの心の健康に関する質問項目で構成される。病気の治療を中断している人、不安の強い人や飲酒の頻度が高い人など、心身の健康状態が悪いと判断される人などについては、個別の訪問などの健康支援につなげている。

○住まい等に関するアンケート調査の実施

5月5日から10日にかけて、津波により被災し、主に避難所に避難していた方を対象に、住まい等に関するアンケート調査を実施し、原位置からの移転や住まいの再建方法等に関する意向把握を行った。配布数2,903件、有効回答は1,770件(回収率約61%)であった。アンケートの調査結果では、特に被害が大きかった地域(おおむね全壊～半壊)では、財政的支援等の条件付きも含めた移転希望が約64%、被害が大きかった地域(おおむね半壊～一部損壊)でも、同様の移転希望が約半数となり、資金面等での不安はあるものの、原位置からの移転を希望する方が多くいることが分かった。

○住宅等の再建に関するアンケート

10月28日から11月22日にかけて、移転対象予定地区の内外の浸水区域の土地・建物所有者を対象に、住宅等の再建に関するアンケート調査を実施した。送付者数4,806のうち、2,691人(回収率約56%)から回答を得た。回答結果は、移転対象予定地区の土地・建物所有者の意向としては、移転したいまたは移転はやむを得ないと回答した方(移転を容認した方)が86.4%であり、多くの方が移転についてやむを得ないと考えていることが分かった。また、移転対象予定地区外の土地・建物所有者の意向としては、移転したいと回答した方が31.8%、元の場所で生活したいと回答した方が61.4%であり、現地再建を望む声が比較的多いことが分かった。住民説明会やアンケート調査の結果などを踏まえ、防災集団移転促進事業実施の適否を判断していった。

出典:東日本大震災 仙台市 復興五年記録誌

施策コード	1-2-1	施策名	災害廃棄物等の処理
項目	被災家屋の解体、堆積物の撤去		



概要	災害廃棄物の処理が遅延しないよう、早期に処理体制を構築するとともに、仮置場や処理施設等を確保する。
----	---

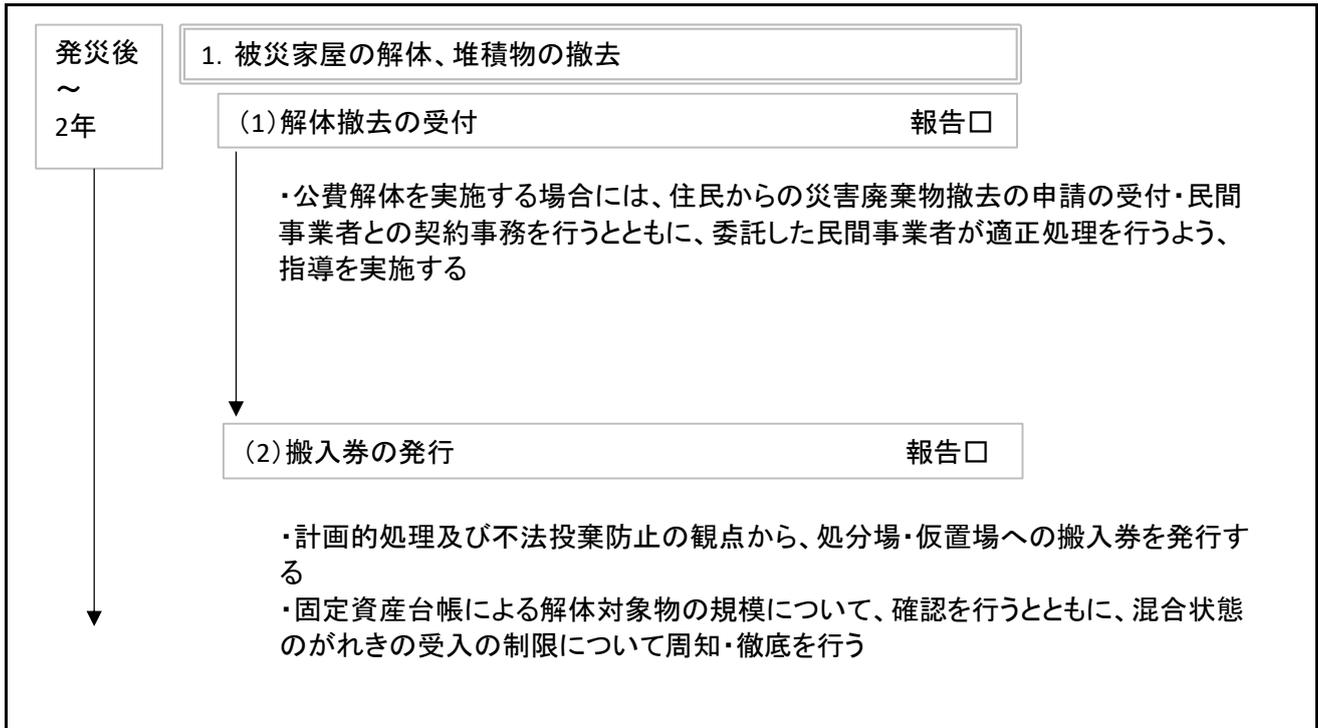
(1) 項目・手順等

内容	担当課(平時)	期間							
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
①解体撤去の受付 (公費解体を実施する場合)	都市整備課								
<p>公費解体を実施する場合には、住民からの災害廃棄物撤去の申請の受付・民間事業者との契約事務を行うとともに、委託した民間事業者が適正処理を行うよう、指導を実施する。</p> <p>【実施手順】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 対象者の決定 2) 優先順位の検討 3) 受付期間の設定 4) 単価の設定 5) 契約方式の決定 									

1-2-1 被災家屋の解体、堆積物の撤去

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年																												
		②搬入券の発行 (公費解体の実施状況にかかわらず)	環境課																																		
<p>計画的処理及び不法投棄防止の観点から、処分場・仮置場への搬入券を発行する。 あわせて、固定資産台帳による解体対象物の規模について、確認を行うとともに、混合状態のがれきの受入の制限について周知・徹底を行う。</p> <p>■参考：損壊家屋、堆積物等の撤去に関する事業</p> <p style="text-align: center;">損壊家屋、堆積物等の撤去に関する事業の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>補助率</th> <th>採択条件</th> <th>根拠法等</th> <th>実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">堆積土砂排除事業</td> <td rowspan="2">国庫負担についてはプール計算方式で算定される</td> <td>・河川、道路、公園、漁場等施設で政令に定める区域内に堆積した政令で定める程度に達する以上に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等が堆積した場合。</td> <td>激甚法(農林水産省、国土交通省)</td> <td>都道府県、市町村</td> </tr> <tr> <td>・公共施設区域外 ・市町村長指定した場所に集積された堆積土砂</td> <td>激甚法(農林水産省、国土交通省)</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>都市災害復旧事業</td> <td>1/2</td> <td>・一市町村内の市街地での堆積土砂の総量が30,000m³以上、又は堆積土砂が一团をなして2,000m³以上、又は50m以内の間隔で連続する堆積土砂の量が2,000m³以上であり、市町村長が排除するもの。</td> <td>負担法、激甚法、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針(国土交通省)</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>湛水排除事業</td> <td>9/10</td> <td>・激甚災害の指定を受けた区域において、土地改良区等が行う湛水排除。 ・浸水面積が1週間以上にわたり30ha以上である区域であって、湛水排除量が30万m³を超えるもの。</td> <td>激甚法(農林水産省、国土交通省)</td> <td>土地改良区・森林組合等</td> </tr> <tr> <td>災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業</td> <td>1/2</td> <td>・洪水・台風等により海岸に漂着した流木等及び外国から海岸に漂着したと思われる流木等が堆積し、堤防・離岸堤・砂浜等の海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合で、以下の要件を満たす場合海岸保全区域内に漂着したもの。 ・堤防・突堤・護岸・胸壁・離岸堤・砂浜などの海岸保全施設の区域及びこれら施設から1km以内の区域に漂着したもの。 ・漂着量が1,000m³以上のもの。</td> <td>予算措置(国土交通省、農林水産省、水産庁)</td> <td>海岸管理者</td> </tr> </tbody> </table>										事業名	補助率	採択条件	根拠法等	実施主体	堆積土砂排除事業	国庫負担についてはプール計算方式で算定される	・河川、道路、公園、漁場等施設で政令に定める区域内に堆積した政令で定める程度に達する以上に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等が堆積した場合。	激甚法(農林水産省、国土交通省)	都道府県、市町村	・公共施設区域外 ・市町村長指定した場所に集積された堆積土砂	激甚法(農林水産省、国土交通省)	市町村	都市災害復旧事業	1/2	・一市町村内の市街地での堆積土砂の総量が30,000m ³ 以上、又は堆積土砂が一团をなして2,000m ³ 以上、又は50m以内の間隔で連続する堆積土砂の量が2,000m ³ 以上であり、市町村長が排除するもの。	負担法、激甚法、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針(国土交通省)	市町村	湛水排除事業	9/10	・激甚災害の指定を受けた区域において、土地改良区等が行う湛水排除。 ・浸水面積が1週間以上にわたり30ha以上である区域であって、湛水排除量が30万m ³ を超えるもの。	激甚法(農林水産省、国土交通省)	土地改良区・森林組合等	災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業	1/2	・洪水・台風等により海岸に漂着した流木等及び外国から海岸に漂着したと思われる流木等が堆積し、堤防・離岸堤・砂浜等の海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合で、以下の要件を満たす場合海岸保全区域内に漂着したもの。 ・堤防・突堤・護岸・胸壁・離岸堤・砂浜などの海岸保全施設の区域及びこれら施設から1km以内の区域に漂着したもの。 ・漂着量が1,000m ³ 以上のもの。	予算措置(国土交通省、農林水産省、水産庁)	海岸管理者
事業名	補助率	採択条件	根拠法等	実施主体																																	
堆積土砂排除事業	国庫負担についてはプール計算方式で算定される	・河川、道路、公園、漁場等施設で政令に定める区域内に堆積した政令で定める程度に達する以上に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等が堆積した場合。	激甚法(農林水産省、国土交通省)	都道府県、市町村																																	
		・公共施設区域外 ・市町村長指定した場所に集積された堆積土砂	激甚法(農林水産省、国土交通省)	市町村																																	
都市災害復旧事業	1/2	・一市町村内の市街地での堆積土砂の総量が30,000m ³ 以上、又は堆積土砂が一团をなして2,000m ³ 以上、又は50m以内の間隔で連続する堆積土砂の量が2,000m ³ 以上であり、市町村長が排除するもの。	負担法、激甚法、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針(国土交通省)	市町村																																	
湛水排除事業	9/10	・激甚災害の指定を受けた区域において、土地改良区等が行う湛水排除。 ・浸水面積が1週間以上にわたり30ha以上である区域であって、湛水排除量が30万m ³ を超えるもの。	激甚法(農林水産省、国土交通省)	土地改良区・森林組合等																																	
災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業	1/2	・洪水・台風等により海岸に漂着した流木等及び外国から海岸に漂着したと思われる流木等が堆積し、堤防・離岸堤・砂浜等の海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合で、以下の要件を満たす場合海岸保全区域内に漂着したもの。 ・堤防・突堤・護岸・胸壁・離岸堤・砂浜などの海岸保全施設の区域及びこれら施設から1km以内の区域に漂着したもの。 ・漂着量が1,000m ³ 以上のもの。	予算措置(国土交通省、農林水産省、水産庁)	海岸管理者																																	

【行動フロー】



1-2-1 被災家屋の解体、堆積物の撤去

都市整備課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

<p>○解体・撤去の受付（公費解体を実施する場合）</p> <ul style="list-style-type: none">・事前に被災家屋への立入調査が円滑に実施できる体制を構築する。 <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none">・公費解体について、受付に至る手続きやルールを定めておく等、事前に受付体制を検討する。・災害の規模により住民からの公費解体に関する問い合わせが殺到することが想定されるため、事前に住民への広報や対応方法について検討する。
--

(3) 留意事項

<ul style="list-style-type: none">・工事車両が頻繁に通行する道路を周辺住民へ事前に周知する。また、通学路を工事車両が通行する場合には、児童の安全確保等の対策を実施する。・解体撤去について、街区単位や隣接する建物をまとめて実施することが有効な場合、個々の建物で解体作業を実施するのではなく、市は調整やあっ旋を行う。・公費解体を実施する場合の契約方式として、市直接発注、市・業者・住民との3者契約方式、精算方式などが実施された例がある。3者契約方式は効率的であったものの、行政による指導が行き届かない面があり、環境対策上の問題が生じたとの指摘がある。
--

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割

(5) 関連する法令、計画、資料等

<ul style="list-style-type: none">・廃棄物の処理及び清掃に関する法律・大気汚染防止法・労働安全衛生法・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律・災害廃棄物対策指針(環境省)・被災建築物解体マニュアル[石綿(アスベスト)対策]・災害時における石綿飛散防止にかかる取扱いマニュアル(改定版)(環境省)
--

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	
--------	--

環境課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- ・ 搬入券の発行や運用に関する事務処理マニュアルを作成する。

(3) 留意事項

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県循環型社会推進課	廃棄物処理の調整
和歌山県産業資源循環協会	廃棄物収集、処理依頼
海南環境事業協同組合	ごみ収集作業
五市町広域施設組合管理者	一般廃棄物(ごみ)処理
ボランティア	住宅関係障害物除去の協力

(5) 関連する法令、計画、資料等

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 災害廃棄物対策指針(環境省)
- ・ 海南市災害廃棄物処理計画
- ・ 災害時における石綿飛散防止にかかる取扱いマニュアル(改訂版)(環境省)

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-3-12 1.廃棄物処理、3-1-4-1 1.住宅関係障害物の除去
--------	---------------------------------------

＜東日本大震災における取組＞

・民有地のがれき撤去

主要な道路のがれき撤去作業終了後に着手した民有地のがれき撤去作業は、道路以上に所有者等への配慮が求められるものであることから、実施エリアや開始時期について、避難所へのチラシ掲示や新聞等への記事掲載、おおふなとさいがいエフエムでの広報により周知するとともに、公民館での市民向け説明会を開催し、市民の方々に作業方針や実施手順等について理解を得るよう努めた。また、当時、環境省からの通知により、流失した家屋は所有者の了承を得ないで撤去してもよいとされていたが、消防団からの意見を受け、流失した建物も所有者の了解を得てから撤去作業を行うこととした。撤去作業の実施にあたっては、作業区域を11エリアに区分し、消防団と連携して作業を進めるとともに、面的撤去チームと機動チーム(道路上のがれき撤去、緊急作業への対応)の2チームを編成して実施した。併せて、土地、家屋所有者等からの問い合わせに対応できるように、市建設課職員を各エリアに監督員として配置するとともに、警察に各地域を巡回してもらうなど現場で連絡調整が可能な体制を構築した。大量に流出した木材については、撤去にはノウハウが必要なため、県内の林業関係団体に委託し、流出現場からの撤去・運搬を行った。また、電線については、切断する際に、事故防止のため東北電力に確認等をする必要があった。プロパンガスを発見した場合においては、岩手県高圧ガス保安協会と災害協定を結んでいたことから、協会に連絡し、撤去を依頼した。

・被災車両の撤去・処理

3月20日からは、大船渡地区車両撤去連絡協議会等に委託し、レッカー車等による被災車両の撤去作業を開始した。撤去した車両については、平地の仮置き場所を確保し、そこに平置きすることとした。所有者への車両引渡しは、3回に分けて行ったが、引渡しにあたっては、車両のリスト、引渡し期間、処理手続き等について各避難所等へ掲示するとともに、地区ごとに市民向け説明会を開催し、手続方法等について周知を図った。引渡し期間中は、職員等(他自治体からの応援職員、ボランティアスタッフを含む。)が仮置き場に待機して対応した。具体的には、運転免許証、車検証等により、当該車両の所有者であることを確認した上で、車両の処分方法(個人で引取るか、市に委任するか)についての意思確認後(ほとんどが市に委任)、それに基づく引渡し及び処理を行った。また、廃車手続きも現地でワンストップ対応とした。

＜被災車両の撤去・処理業務の主な内容＞

- ①被災地からの自動車等の仮置場への搬入
- ②搬入車両のリスト作成
- ③東北運輸局岩手運輸支局への所有者照会
- ④引渡し及び処理の公告
- ⑤仮置場での引渡し(廃車手続きを含む。)
- ⑥廃車手続き(永久抹消登録申請)完了後の登録事項等証明書(軽は検査記録事項等証明書)の受渡し
- ⑦市に処理を委任された自動車及び市が使用済み自動車として処理する自動車のリサイクル業者への引渡し
- ⑧業者に引渡す前の写真記録保存
- ⑨解体処理業者からの連絡を受けて市に処理を委任された所有者等への鉄くず代金受領の連絡
- ⑩市が使用済み自動車として処理した鉄くず代金の市会計への受入れ
- ⑪市が処理した自動車に関する記録(車台番号等)の保存
- ⑫軽自動車処理後の軽自動車検査協会・岩手事務所への車台番号データ等の提出

出典:大船渡市東日本大震災震災記録誌

施策コード	1-2-2	施策名	災害廃棄物等の処理
項目	災害廃棄物等の処理		



概要	被災者の救助・救出に必要な動線の確保のための堆積物の除去、生活ごみの処理を適正かつ迅速に行う。
----	---

(1)項目・手順等

内容	担当課(平時)	期間							
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
①災害廃棄物発生量の推計	環境課								
<p>災害廃棄物処理実行計画を作成するために、災害廃棄物の発生量を推計する。 災害廃棄物等の発生量の推計方法については、環境省技術資料【技14-2】「災害廃棄物の発生量の推計方法」を基に、算出する。 災害廃棄物の発生量については、処理の進捗に応じて、一次集積所への搬入量、処理済み量、そして一次集積所への未搬入量（損壊家屋から排出される災害廃棄物量や散乱している災害廃棄物量等の合計）をそれぞれ精緻化することで、適宜見直す。</p>									

1-2-2 災害廃棄物等の処理

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		②仮置場の確保・運営	環境課						
<p>被害状況を反映した発生量をもとに必要面積を推計する。 空地等は、自衛隊の野営場や避難所、仮設住宅等への利用も想定されることから、関係部局等と調整の上、仮置場を確保する。</p> <p>仮置場の規模、仮置きする廃棄物及び選別作業等の種類、仮置き予定期間と返却後の土地用途を勘案し、可能な範囲で供用前の仮置場の土壌汚染状況を把握する。</p> <p>津波堆積物がある湾岸エリアを仮置場として利用する際は、津波堆積物中に災害廃棄物が埋没していないか確認した上で仮置場とする必要がある。</p> <p>火災焼失した災害廃棄物は、燃え残り等による再発火の可能性があるため、他の災害廃棄物とは分けて収集運搬、仮置き、処分を行う。</p> <p>所管部署と調整し、自主防災組織やボランティアによる被災家屋からの災害廃棄物の分別排出を周知する。</p> <p>災害廃棄物に、釘やガラスなどが混入している場合があるため、防護服・安全靴・ゴーグルなど必要な防具を装着する。</p> <p>住民が仮置場へ災害廃棄物を自ら持ち込む場合は、遠隔にならないよう複数箇所に仮置場を設けることが考えられる。</p> <p>災害廃棄物の分別方法や仮置場の案内などに関する広報をチラシや防災行政無線で行う。</p> <p>仮置場の用地が私有地の場合は、平常時に検討したルールに基づき貸与を受ける。</p> <p>災害廃棄物の飛散防止、漏洩防止対策として、散水の実施及び仮置場周辺への飛散防止ネットや囲いの設置またはフレキシブルコンテナバッグに保管することや飛散防止対策としてガラス陶器やスレート等についてもフレキシブルコンテナバッグに保管することを検討する。</p> <p>汚水が土壌へ浸透するのを防ぐために、災害廃棄物を仮置きする前に仮舗装の実施や鉄板・シートの設置、排水溝及び排水処理設備等の設置を検討する。</p> <p>被災自動車は拾得物扱いとなることから集積場の確保等検討する。</p> <p>【仮置場の分類と機能】</p> <p>1) 仮置場 住民用の仮置場（自主防災組織等が管理している集積所）</p> <p>2) 一次仮置場…道路啓開や住居等の片付け、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等により発生した災害廃棄物を被災現場から集積するために一時的に設置する場所で、基本的に市が設置して管理・運営し、最終的に閉鎖する。</p> <p>■参考：「災害廃棄物対策指針（平成26年3月策定、平成30年3月改定）」 東日本大震災に加え、毎年のように発生している豪雨災害、台風による風水害等による災害廃棄物処理の教訓を踏まえ、地方公共団体が災害廃棄物処理計画を作成するにあたって基本的事項をとりまとめた指針。</p>									

内容	担当課(平時)								
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
③処理体制の構築	環境課								
<p>災害廃棄物等が適正かつ円滑・迅速に処理されるよう、県及び近隣市町間の連携により個々の処理事業間の調整を行う体制を整える。</p> <p>生活ごみ、し尿の収集・運搬を発災時においても継続して実施するとともに、災害廃棄物の処理を行う臨時組織を設置する。</p> <p>一般廃棄物事業者団体や産業廃棄物事業者団体、建設事業者団体等に対して、災害支援協定等に基づき協力・支援要請を行い、災害廃棄物の収集運搬・処理体制を確保する。</p>									

内容	担当課(平時)																		
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年										
④廃棄物処理施設の復旧	環境課																		
<p>廃棄物処理施設の被害状況を調査し、早期に復旧する。 施設の再開に必要なライフライン機能の早期回復を要請する。 施設復旧に時間を要する場合には、県を通じて広域処理を要請する</p> <p style="text-align: center;">災害廃棄物の処理に関する事業概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">事業名</th> <th style="width: 10%;">補助率</th> <th style="width: 30%;">採択条件</th> <th style="width: 20%;">根拠法等</th> <th style="width: 25%;">実施主体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>廃棄物処理施設災害復旧事業</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td>・災害により被害を受けた廃棄物処理施設(し尿処理施設、廃棄物処理施設、最終処分場等)の原形復旧等に係る事業。</td> <td>廃棄物処理施設災害復旧費国庫補助金(環境省)</td> <td>市町村等</td> </tr> </tbody> </table>										事業名	補助率	採択条件	根拠法等	実施主体	廃棄物処理施設災害復旧事業	1/2	・災害により被害を受けた廃棄物処理施設(し尿処理施設、廃棄物処理施設、最終処分場等)の原形復旧等に係る事業。	廃棄物処理施設災害復旧費国庫補助金(環境省)	市町村等
事業名	補助率	採択条件	根拠法等	実施主体															
廃棄物処理施設災害復旧事業	1/2	・災害により被害を受けた廃棄物処理施設(し尿処理施設、廃棄物処理施設、最終処分場等)の原形復旧等に係る事業。	廃棄物処理施設災害復旧費国庫補助金(環境省)	市町村等															

内容	担当課(平時)								
		2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
⑤処理方針・処理実行計画の作成	環境課								
<p>1) 処理方針の決定 適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理の実施の観点から、廃棄物の処理に関する災害廃棄物処理実行計画を作成する。 方針には、仮置場搬入の前段階から分別を徹底すること、事前に災害廃棄物が発生しないように退蔵品の排出促進するとともに積極的に再生資源化することなどに配慮した方策を定める。 目標とする処理スケジュール等を整理する。</p> <p>2) 処理実行計画の作成 災害廃棄物処理計画等を踏まえて、発災後迅速に処理実行計画を作成する。 処理実行計画には、処理方針に加え、災害廃棄物処理実行計画作成の趣旨や計画の位置づけ、処理の目標、災害廃棄物の処理方法、災害廃棄物の再生利用方法、既存廃棄物処理施設の活用方法、処理スケジュール、進捗管理等についてとりまとめる。 さらに、仮置場、中間処理施設、再生利用先、最終処分場のそれぞれにおける受入可能量を検討したうえで、処理方針等を踏まえて、処理フローを作成する。</p>									

1-2-2 災害廃棄物等の処理

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		⑥災害廃棄物処理の実施	環境課						

1) 中間処理
被災地の復旧・復興時に、廃棄物の資源としての活用が望まれることから、被災地方公共団体は復興計画や復興事業の進捗にあわせて分別・処理・再資源化を行う。分別・処理・再資源化の実施にあたっては、廃棄物の種類毎の性状や特徴、種々の課題に応じた適切な方法を選択する。
災害廃棄物の仮置場の分散配置、搬入ルートの設定を行う。仮置場については、輸送効率の向上を図るために、次のタイプを設定する。
クリーンセンターでは、災害廃棄物の破砕・分別処理等の中間処理を行い、再利用が可能なものについては可能な限り再利用に努める。再利用が不可能なものについては焼却処理などできるだけ容量減量化を図った上で、最終処分場に搬入する。
必要に応じて仮設のコンクリート破砕・選別施設、木材等破砕機、仮設の焼却炉等を設置する。
最終処分場については、現在の処理施設の施設内容、施設数、災害廃棄物処理事業需要量等を踏まえ、処理施設ごとの処理量を設定する。

2) 広域処理
被災地方公共団体は、被害状況を踏まえ、広域処理・処分の必要性について検討する。
既存施設の利用のほか、新規処分場の確保、広域処理・域外処理、積み出し基地の設置などを考慮する。
広域的な処理・処分を行う場合には、国や県と相談の上、広域処理に向けた調整を行う。
処理・処分先については、必要に応じて民間事業者団体のネットワークを活用し、確保する。
被災地方公共団体は、処理・処分にあたり受入側の条件（例えば、搬出物の品質がバラつかないよう留意するなど。）に配慮する。

3) 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策
被災地方公共団体は、災害応急対応に引き続き、有害廃棄物や危険物を発見次第、優先的に回収する。放射性物質を含んだ廃棄物の取扱いについては、国の方針に従い処理する。
災害廃棄物処理の進捗に伴い、発見される有害廃棄物も減少すると想定される。しかし、災害廃棄物の撤去や建物解体・撤去中に有害廃棄物や危険物が発見されることもあるため、その都度回収し処理を行う。
有害物質や油等を取り扱う事業所が再稼働する場合は、周辺環境への影響防止が図られているか状況を確認し、必要に応じて指導する。

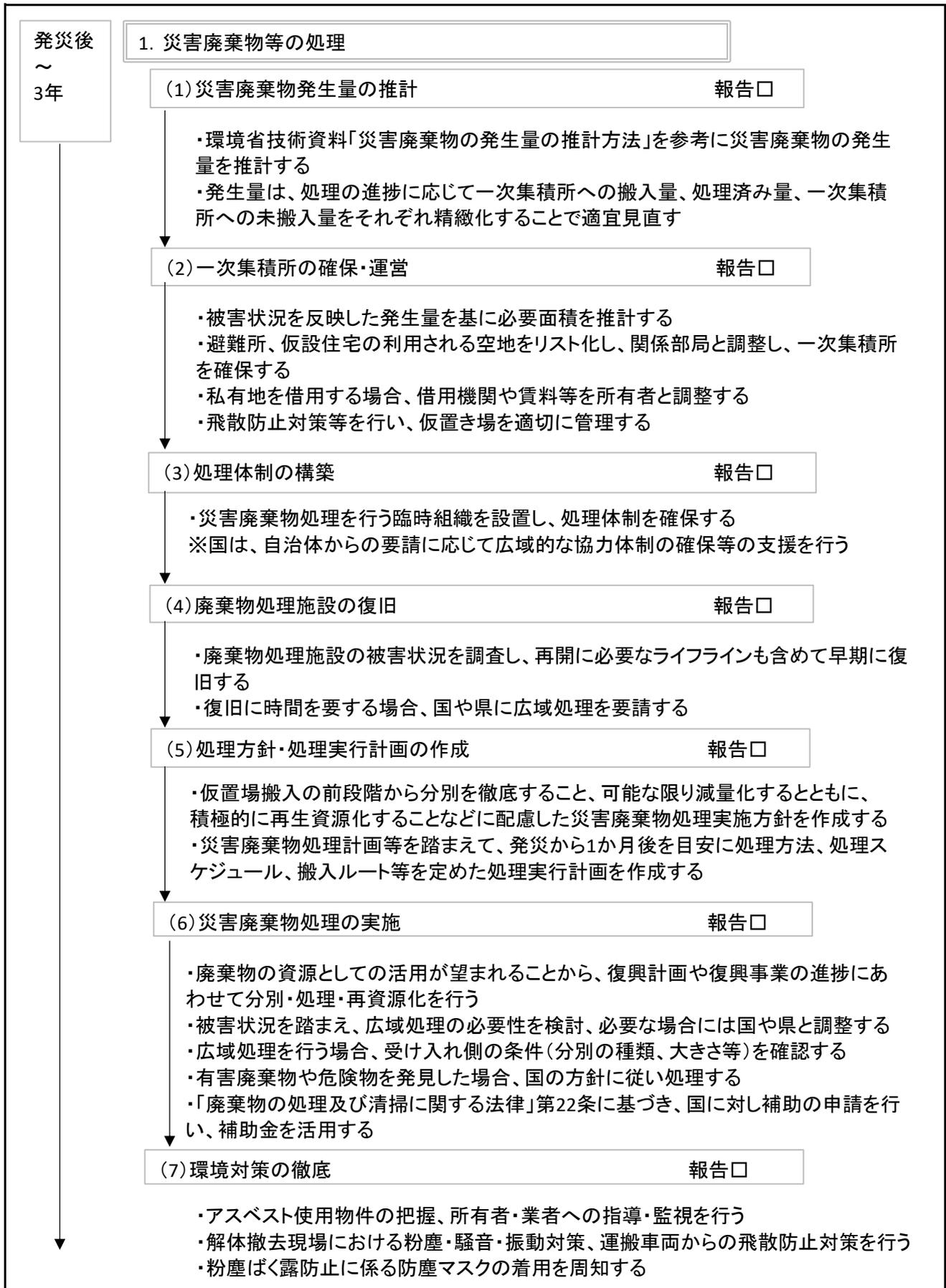
4) 補助金の活用
市が災害廃棄物として処理することが必要と認め、市がその撤去・処理・処分を行う場合には、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第22条に基づき、国に対し補助の申請を行う。
補助金を活用する際には写真等活用し記録管理が必要である。また、事業者へ委託する場合は、仕様書に記載しておく必要がある。

災害廃棄物の処理に関する事業概要

事業名	補助率	採択条件	根拠法等	実施主体
災害等廃棄物処理事業	1/2	<ul style="list-style-type: none"> 災害のために実施した廃棄物の収集・運搬及び処分にかかる事業。 災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に関する事業。 特に必要と定めた仮設便所、集団避難所等のし尿の収集、運搬及び処分に係る事業であって災害救助法に基づく避難所の開設期間内のもの。 	廃棄物の処理及び清掃に関する法律、災害廃棄物処理事業費補助金交付要綱（環境省）	市町村、一部事業組合

内容	担当課(平時)	2週間	2カ月	4カ月	6カ月	1年	2年	3年	10年
		⑦環境対策の徹底	環境課						
<p>災害廃棄物処理に伴う環境汚染の防止対策を実施する。 解体撤去現場、処分場・一次集積所における環境対策、及び業者への指導、監視を徹底する。</p> <p>1) アスベスト対策 被災建物調査によりアスベスト使用建物を把握し、建物所有者と業者への指導を行う。 環境モニタリングを実施する。 アスベストに関する健康被害の防止について周知する。</p> <p>2) PCB対策 一次集積所に搬入されたPCBについては、飛散防止・流出防止・揮発防止のため蓋つきの金属容器等に保管（※ネットでは、人の目に触れず鍵のかかる場所に保管）し、処理する際には、廃棄物処理法で定める特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を有する収集運搬業者に委託する。</p> <p>3) 環境対策 解体撤去現場における粉塵、騒音・振動対策を実施する。 運搬車両からの飛散防止対策を徹底する。 仮置場、処分施設での周辺対策を徹底する。 災害廃棄物の害虫・悪臭対策について情報提供を行う。</p> <p>4) その他 災害廃棄物の不法投棄、不適正処理、野焼きの対策としてパトロールを警備会社等に委託する。</p>									

【行動フロー】



環境課

(2)事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- 災害廃棄物発生量の推計
- ・災害廃棄物の発生量を推計し、災害廃棄物処理実行計画を作成する。
- ⇒災害廃棄物発生量（環境省技術資料「災害廃棄物の発生量の推計方法」の活用）については試算できるが、現状では処理能力が不足しているため、産業廃棄物最終処分場での処分や県外処分、新たな最終処分場の建設等の検討が必要。
- ・災害廃棄物の発生量については、災害情報、被災情報、発生原単位を適切に更新することにより、段階に応じてその制度を高めて管理する。
- ⇒災害廃棄物発生量（環境省技術資料「災害廃棄物の発生量の推計方法」を活用）については試算できる。
- 仮置場の確保・運営
- ・被害状況を反映した発生量をもとに必要な面積を推計する。
- ⇒災害廃棄物発生量（環境省技術資料「災害廃棄物の発生量の推計方法」を活用）から一次集積所に必要な面積については試算できる。
- ・【一次集積所】粗分類処理、【クリーンセンター】分別・破砕、焼却処分としての機能を果たす仮置場を検討する。
- ⇒一次集積所の機能を果たす仮置場（条件：大型ダンプがアクセスできる道路に接している。2次仮置場または中間処理施設への搬入が完了するまでの期間、設置ができる。）※「海南市災害廃棄物処理計画」を参照。）の候補地案の選出、地権者との交渉が必要。
- 処理体制の構築
- ・収集運搬車両、排出用機材、重機等の保有状況及び調達先について、リストアップの検討を行う。
- ⇒自機関で保有している収集運搬車両、排出用機材、重機等の台数を確認。「大規模災害時における一般廃棄物応急対策業務に関する協定」の協定先である海南海草清掃協同組合及び一般社団法人和歌山県清掃連合会に対して収集運搬車両、排出用機材、重機等の保有状況を確認。
- ・収集運搬に必要な資機材について、事前協定者等と相互協力及び優先調達の体制を構築しておくよう検討する。
- ⇒「大規模災害時における一般廃棄物応急対策業務に関する協定」の協定先である海南海草清掃協同組合及び一般社団法人和歌山県清掃連合会に対して、相互協力及び優先調達の体制を構築する旨協定を改定することが必要。
- ・他自治体への応援要請
- 廃棄物処理施設の復旧
- ・迅速な処理再開が可能となるよう施設の点検、補修体制を構築。再開に必要なライフライン機能に対して連絡先等を把握する。
 - ・速やかに復旧を図るため、「点検の手引き」を作成し、補修に必要な資機材、部品、燃料等備蓄を検討する。
- 処理方針・処理実行計画の作成
- ・廃棄物の処理に関する基本方針を示した災害廃棄物処理実施方針を作成する。
 - ・発災から復旧までに処理実行計画を作成し、処理の目標、災害廃棄物の処理方法、既存廃棄物処理施設の活用方法、処理スケジュール、進捗管理等について検討しまとめる。
- ⇒他機関の処理施設と協議が必要
- 災害廃棄物処理の実施
- ・中間処理、広域処理、有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策について検討する。
- ⇒他機関と協議が必要
- ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第22条に基づき、国に対しての補助申請手続きを把握する。

1-2-2 災害廃棄物等の処理

○環境対策の徹底

- ・アスベスト対策、環境対策など徹底する。
- ⇒他機関と協議が必要

※災害廃棄物対策に関する訓練や人材育成の実施

⇒和歌山県循環型社会推進課作成の災害廃棄物処理支援ツールを活用し、災害廃棄物対策の訓練を実施。訓練には、「大規模災害時における一般廃棄物応急対策業務に関する協定」の協定先である海南海草清掃協同組合及び一般社団法人和歌山県清掃連合会にも参加を要請する。

(3)留意事項

・廃棄物の腐敗に伴うハエなど害虫の発生や、生活環境悪化に伴う感染症の発生及びまん延が懸念されることから、その対策が重要である。避難所を管理・運営する避難所管理プロジェクトと連携を図り、次の事項について対応する。害虫駆除にあたっては、専門機関に相談の上で、殺虫剤や消石灰・脱臭剤等の散布を行う。

①害虫等の発生状況や課題の把握等 ②害虫等の駆除活動

- ・効率的な収集・処理を実施するため、仮置場の設置や周辺自治体、事業者との連携について、事前に計画を作成する。
- ・災害廃棄物を処理する際の処理単価について、協定等を締結しておく。
- ・歴史的遺産、文化財等が他の災害廃棄物と混在しないよう、処理の留意点を周知徹底する。
- ・思い出の品及び貴重品の回収・保管・運営・返却の検討を行う。
- ・石綿等の有害物質、LPガスボンベ、バッテリー等の危険物に注意する。

(4)主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
和歌山県循環型社会推進課	廃棄物処理の調整
和歌山県産業資源循環協会	廃棄物収集、処理依頼
海南環境事業協同組合	ごみ収集作業
五市町広域施設組合理管理者	一般廃棄物(ごみ)処理

(5)関連する法令、計画、資料等

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・化製場等に関する法律
- ・災害廃棄物対策指針(環境省)
- ・大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針(環境省)
- ・和歌山県災害廃棄物処理計画
- ・海南市災害廃棄物処理計画
- ・東日本大震災からの復旧復興のための公共工事における災害廃棄物由来の再生資材の活用について(環境省)
- ・災害時における石綿飛散防止にかかる取扱いマニュアル(改訂版)(環境省)

(6)地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-3-12 1.廃棄物処理、1.し尿処理
--------	-------------------------

〈東日本大震災における取組〉

・一次・二次仮置場の確保・設置

災害廃棄物は現場で可能な限り粗分別したうえで、一次仮置場へ搬入された。被災3県の沿岸市町村に300を超える仮置場が設置された。これと並行して県を中心に災害廃棄物の破碎・選別、焼却の中間処理計画が具体化し、仮設焼却炉等の設置と災害廃棄物の集積場所である二次仮置場の確保が進められた。こうした仮置場の確保については仮設住宅等の建設用地との調整や民有地の交渉が必要となるなど難航した。また、仮設処理施設の整備については、用地の確保に加えて発注手続き、要員の確保が必要であるため、最短で稼働させた仙台市で10月頃、宮城県の場合では2012年4月から順次稼働し、2013年2月に全施設が稼働した。

・地方公共団体の協力による広域処理

被災した地方公共団体では処理施設が不足したため、阪神・淡路大震災と同様、廃棄物処理に余力のある地方公共団体と協力して広域処理が行われた。2011年8月に環境省が広域処理のガイドラインを策定すると、山形県がいち早く広域処理を進め、そこから数十か所の地方公共団体に広域処理の動きが広まった。福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質による汚染チェックで安全性が確認されたもののみが対象とされた。全体での広域処理割合は2割で、火災が問題となった可燃物の処理や、不燃物・漁具・漁網の埋立てに大きく貢献した。

・災害廃棄物等の再資源化

災害廃棄物の再生利用には民間のセメント工場が貢献した。太平洋セメント株式会社の大船渡工場では、津波堆積物がセメントの原材料である石灰石、鉄と組成が似通っており、廃棄物の可燃物は燃料として使用できるため、災害廃棄物からセメントの資源化処理を行った。このため、新たに海水の塩分を除去する設備投資を行い品質を確保した。同工場は関東圏からの廃棄物受入処理や、熊本地震での廃棄物の受入れ、処理も行った。また、株式会社相双スマートエコカンパニーは特定復興再生拠点区域において排出される不燃性廃棄物の再資源化を行っている。

出典:復興庁_東日本大震災 復興の教訓・ノウハウ集 事例集(令和3年3月時点)をもとに市が作成

施策コード	1-2-3	施策名	災害廃棄物等の処理
項目	し尿処理		



概要	県や民間事業者等と連携し、し尿処理の体制を構築するとともに、仮設トイレ等も含めたし尿処理を行う。
----	--

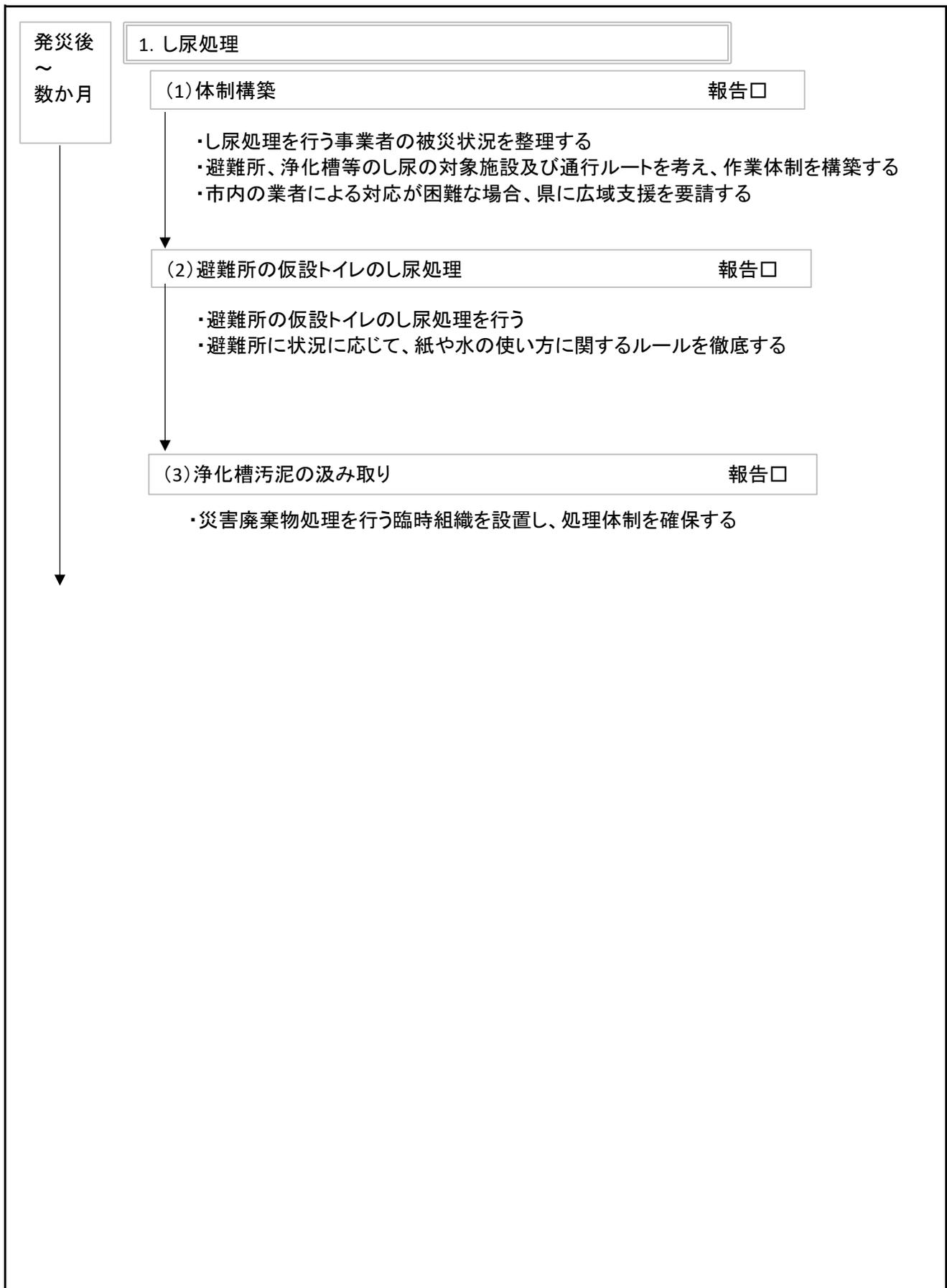
(1)項目・手順等

内容	担当課(平時)	2週間	2か月	4か月	6か月	1年	2年	3年	10年
		①体制構築	環境課						
<p>「災害時におけるし尿・浄化槽汚泥の収集運搬に関する協定」等に基づき、事業者の被災状況を確認する。稼働可能な業者を洗い出し、バキューム車及び作業員等の体制を構築する。</p>									

内容	担当課(平時)	2週間	2か月	4か月	6か月	1年	2年	3年	10年
		②避難所の仮設トイレのし尿処理	環境課						
<p>バキューム車の燃料、道路の冠水状況、避難所における避難者数等を踏まえ、優先的に避難所の仮設トイレの処理を行う。紙が詰まってしまうこと及び便座の真下への便の蓄積を防ぐために、各避難所には注意事項等を周知し、適切な運用を行う。</p>									

内容	担当課(平時)	2週間	2か月	4か月	6か月	1年	2年	3年	10年
		③浄化槽汚泥の汲み取り	環境課						
<p>被災直後は避難者が数多く集まる避難所の仮設トイレの処理状況を踏まえ、浄化槽汚泥のバキューム車による汲み取りを行う。</p>									

【行動フロー】



1-2-3 し尿処理

環境課

(2) 事前準備(被災までの「平時」にやるべきこと)

- ・市内の業者が被災することも踏まえ、広域的な協定も検討する。

(3) 留意事項

- ・浄化槽については冬場での凍結等の機能低下に留意する。

(4) 主な連携先となる関係機関と役割

担当	役割
公益社団法人和歌山県水質保全センター	浄化槽の管理
海南海草清掃協同組合	し尿収集運搬作業
和歌山県清掃連合会	し尿収集運搬作業
和歌山県一般廃棄物協会	し尿収集運搬作業
海南海草環境衛生施設組合	し尿・浄化槽汚泥処理

(5) 関連する法令、計画、資料等

- ・廃棄物処理法
- ・大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針(環境省)
- ・海南市災害廃棄物処理計画

(6) 地域防災計画との関連性

災害応急対策	3-1-3-12 1.廃棄物処理、1.し尿処理
--------	-------------------------

〈東日本大震災における取組〉

1. 被害状況

し尿及び浄化槽汚泥の処理は、気仙広域連合衛生センターで実施している(気仙広域連合の構成市町は、大船渡市、陸前高田市及び住田町)。

津波により衛生センターの1階がほぼ全て水没し、電気室・ポンプ室等主要設備機器が浸水したことにより、施設の全機能が停止した。センターの被災状況を確認した結果、津波による浸水被害のため、当面復旧の見通しが立たない状況であることが判明した。また、津波により、し尿の収集委託業者はバキュームカーの大半(20台中17台)を流失する被害を受けた。

2. 復旧への対応

①し尿処理体制の構築に向けた取組

大船渡保健所に気仙広域連合衛生センターの被害状況について報告し、今後の対応方法を協議した。市有地であること、水源地ではないこと、消石灰を散布することを条件に、し尿の埋め立て処理もやむなしという回答があった。このため、田中島グラウンドに埋立て処理を実施することとした(3月21日頃まで)。その後、衛生センターに付設する多目的貯留槽(容量1,000t)が使用可能であることが判明したため、グラウンドへの埋立てを中止し、多目的貯留槽に一旦集積し、その後、岩手県の下水処理施設、北上市、一関市など被害が比較的小さかった内陸地域のし尿処理施設6カ所に対し、し尿の処理を依頼した。発災直後、環境省に対して、広域連合が災害廃棄物処理事業の事業主体になり得るかを照会したところ、「補助対象にならない」とのことであった。その後、広域連合も補助対象であることが判明したが、県や県内陸部との調整や契約事務、運搬等も構成市町がそれぞれ行った。

②し尿収集体制の構築に向けた取組

大船渡保健所と協議した結果、気仙管内浄化槽清掃業者のバキュームカーを使用して気仙管内のし尿収集を行うこととした(2市1町と協議し収集車両を配車)。

その後、し尿収集委託業者が岩手県環境整備事業協同組合からバキュームカーの支援を受けることとなり、委託業者による収集体制が回復した。これに伴い、浄化槽清掃業者は、車両協力を終了した。

3月19日から4月2日まで全国環境整備事業協同組合連合会(本部:三重県)から、4月12日から5月13日まで(財)浜松市清掃公社からバキュームカーの支援を受け、気仙管内のし尿収集及び多目的貯留槽に集積したし尿の内陸処理施設への運搬に活用した。バキュームカーによる気仙管内し尿収集のオペレーションは、主にし尿収集委託業者が実施した。

出典:大船渡市東日本大震災震災記録誌